

独立行政法人種苗管理センターの  
平成24年度に係る業務の実績に関  
する評価結果

農林水産省独立行政法人評価委員会  
農業分科会



## 業務実績の総合評価

総合評価：A

### 1 評価に至った理由

#### (1) 評価の手法

予め定めた評価の基準に従い、種苗管理センター（以下、「センター」という。）が提出した自己評価シート、補足参考資料に基づく業務実績の内容聴取及び現地調査（雲仙農場）によった。

#### (2) 評価実施の過程

評価の決定に当たっては、中期計画の最小項目を単位とした5段階（S、A、B、C、D）の評価を行い、これら評価結果を積み上げて中項目、さらには大項目を評価した。

その結果、中期計画に掲げられた各項目の評価結果は、次のとおりとなった。

- ①小項目（113項目）S評価 2項目、A評価 95項目、B評価 5項目、C評価 3項目、評価対象外 8項目
- ②中項目（15項目）A評価 14項目 B評価 1項目
- ③大項目（8項目）A評価 6項目、評価対象外 2項目

#### (3) 総合評価結果

平成24年度事業は、大項目について全てがA評価となっており、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月閣議決定。以下「基本方針」という。）における指摘事項に対しても的確な対応がなされている。さらに、業務実績に対して、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点（平成21年3月30日 政策評価・独立行政法人評価委員会（以下、「政独委」という。）」及び「平成24年度業務実績評価の具体的取組について（平成25年5月20日 政独委）」並びに「平成24年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての意見について（平成25年1月21日 政独委）」を踏まえて総合的に勘案したところ、中期計画の達成に向けて順調に進捗している（A評価）ものと判断した。

### 2 業務運営に対する主な意見等

#### [1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置]について

全体として計画どおり順調に実施されている。

- ① 理事長は、組織内の業務情報、懸案事項等について適時の把握に努めており、このことより、的確な采配と組織の機動力の発揮が可能となっている。
- ② 品種登録制度に基づく育成者権の活用は、6次産業化の促進のための重要なポイントである。今後も新品種の保護・活用に関するアドバイス等に係る取組について強化願いたい。
- ③ ばれいしょ原原種生産の民間等への部分的な移行については、器内増殖技術を用いた原原種生産状況の的確な把握に努め、原採種体系における需給バランスを乱さないよう努められたい。
- ④ さとうきび原原種生産量当たりのコストについて、度重なる自然災害による大被害にもかかわらず3.6%の増に抑えた努力は評価できる。
- ⑤ ばれいしょ原原種配布価格の引上げによる自己収入の拡大が、結果としてばれいしょ原原種の生産性の安定及び品質向上につながることを希望する。

#### [2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置]について

全体として計画どおり順調に実施されている。

- ① 栽培試験方法等の検討を精力的に進めた結果、対象植物を25種類拡大し、目標の10種類程度を大きく上回る達成状況となったことは高く評価できる（S評価）。
- ② ばれいしょ原原種について、収穫直前の検定による病害罹病率は目標を達成しているが、収穫後の品質検査において一部にウイルス病が確認されているほか、25年春植えばれいしょの一部の品種では原原種の配布先で萌芽率の低下がみられたことから、農場の周辺環境の浄化やウイルス病に感染しやすい品種の生産を周辺環境の整っている農場で行う等の対策を行うとともに、萌芽率低下の原因を分析し改善策を検討することにより、一層の品質の向上に努められたい。
- ③ さとうきび原原種の供給量が計画生産数量に対し大幅に下回ったことについては、特に大型で非常に勢力の強い瞬間最大風速が50mを超える台風が相次いで沖縄本島を通過・接近による影響が大きく、原原種のきび起こし等による生産回復対策や生育期間の延長による収量確保等を講じた結果であり、不適切な運営によるものではないが、今後は気象災害による損失量予測の見直し等を行われたい。
- ④ 種子伝染性病害の検査法の実用化について、平成24年6月に我が国で台湾産スイカ種子を原因としたウリ科果実汚斑細菌病の発生が確認されたことを受け、これまでの調査研究成果を体系化して検査法を構築し、種子検査の開始を前倒しする等、種苗会社からの要請に迅速に応えている（S評価）。
- ⑤ 植物遺伝資源の保存・再増殖について、鹿児島農場でかんしょを中心として、植物遺伝資源が滅失したのは、担当者の技術力不足、場内及びキュレータ（植物種類別責任者）との連携不足とともに、①かんしょについては試験研究機関においても栽培管理の難しい地下部にいもを着生しない不結露系統を取り扱っていたこと、②これら全てのものが二重保存されていなかったことによるものと考えられる。今回の滅失を踏まえ、要因の分析を徹底して行い、キュレータ等との連携による遺伝資源担当職員の資質、技術力の向上、品質マニュアルの作成等による植物遺伝資源の保存・増殖管理体制の強化に務められたい。

#### [3 予算、収支計画及び資金計画]について

運営費交付金は効率的に使われている。予算配分の考え方を作成し、業務量とその実施状況を勘案して予算実行計画を作成している。また、機械・器具の整備に必要な経費については、本所において、農場からの個々の要求内容を精査し、センター予算全体を調整したうえで配分する方式により、選択と集中が可能となっている。

#### [4 短期借入金の借入に至った理由等]について

平成24年度は、短期借入金の実績がなかったため、評価を行わなかった。

#### [5 不要財産の処分等に関する計画]について

八岳農場におけるばれいしょ生産業務を廃止したことに伴う八岳農場の施設の処分については、経済合理性の観点からその処分方法について検討がなされているとともに、農林水産省への処分手続の具体的な手順の確認や国有財産における同様な売却事例の検討等が進められている。

#### [6 重要な財産の譲渡等の計画]について

金谷農場牧之原分室跡地については、売却に向けて年度内に一般競争入札を行うこととして準備が進められていたが、公告の直前に牧之原市から取得要望の申し出があったことから入札が留保されており、公平性・公正性を確保するため、25年度において静岡県ほか公共団体に対し取得要望調査を行った上で売却の手続を進めることとされている。

- [7 剰余金の使途] について  
平成24年度は、剰余金の使途の実績がなかったため、評価を行わなかった。
- [8 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項] について  
計画的な施設整備により、業務の適切かつ効率的な実施が図られている。
- [9 その他センター業務に関する指摘事項] について  
「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」に基づく評価
- ① 政府方針等について
- ア 基本方針において措置を講ずべきとされた事項については、栽培試験について民間委託の拡大を図るため公募案件数を拡大しているほか、報告書作成支援システム及び品種登録迅速化総合電子化システム（VIPS）を活用した事務処理を推進するなど、適切に実施されている。
- イ 独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性において措置を講ずべきとされた事項については、余剰・規格外原原種の一般種苗用としての販売拡大に向けた需要情報の収集や関係機関との協議を行う等着実に実施されている。
- ウ 公益法人等に対する会費の支出については、業務遂行上必要な経費以外は支出されていない。
- ② 保有資産の管理・運用について
- ア 実物資産について、毎年度、土地・建物等資産利用度、将来の使用見込みについて調査し、その保有の必要性について分析を行うとともに、監事による監査、評価委員会による事後評価を受けており、過大なものとはなっていない。なお、センターは宿舍及び福利厚生施設は保有していない。
- イ 知的財産等については、「種苗管理センター知的財産基本方針」に基づき、センターが保有する特許（植物種子の病原菌検査法：日本国及び米国）について、農林水産大臣認定TLO（技術移転機関）である社団法人農林水産・食品産業技術振興協会と連携し、企業への技術移転の推進に取り組み、国内2社と許諾契約を締結している。なお、当該特許権については法人において職務発明審査会を開催し、種苗会社における利用の可能性を検討する等保有の必要性についての検討が行われている。
- ③ 人件費管理について
- ア 役職員給与については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について、23年度の業績、24年度の人員の適正な配置及び合理化などを厳しく検証し、検証結果や取組状況を公表している。
- イ 人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。）について、前年度までの国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について、国家公務員と同様の見直しを行うとともに、本所と農場の事務分担の見直し等に基づき要員の合理化を行っている。
- ウ 法定外福利厚生費については、健康診断費、永年勤続表彰記念品、弔事用生花等の慶弔関係費用等に支出されているが、互助組織費用やレクリエーション費用等は支出されておらず、国の取扱いに準じており、適正と認められる。
- ④ 契約について
- ア 契約に係る規程類、体制  
「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、22年5月に策定した随意契約等見直し計画に即しこれに取り組むとともに、種苗管理センター契約監視委員会において競争性のない随意契約の見直しを徹底し、一般競争入札等についても真に競争性が確保されているかを定期的に点検し、公告期間の延長などの見直しを行っている。
- イ 随意契約見直し計画  
随意契約見直し計画に基づき、真にやむを得ないものを除き原則として一般競争入札等によっている。
- ⑤ 内部統制の充実・強化について
- ア 内部統制の充実・強化に向けた取組
- リスク管理委員会を開催し、センターにおける重要度の高いリスクを把握するため全職員を対象としたリスクの洗い出し調査に基づき「影響度」・「発生可能性（発生度）」を評価した「リスク基本台帳（集計表）」を作成するとともに、異常気象や難病害虫など緊急性の高いリスクに適切に対応するため、気象災害（台風）リスク管理マニュアルの制定、ジャガイモシストセンチュウ危機管理マニュアル及び地震発生時の対応マニュアルの改正等を行っている。
  - 内部統制の充実・強化のため、毎週開催される本所内会議、毎月開催される本所と農場の全体会議、年2回の農場長等会議、役員会及びコンプライアンス委員会等、マネジメントを補佐する内部組織が整備・運営されている。
- イ 監事の監査結果を踏まえた取組  
監事は独立行政法人評価委員会農業分科会が開催する財務諸表に係るヒアリングに出席するとともに、本所、農場に実地検査を行った上で、監査報告書を提出している。また、役員会その他会議にも出席して理事長から業務の執行状況についての報告を聴取することで、マネジメントに留意した監査が実施されている。
- ⑥ 業務改善のための役職員のインシアティブ等についての評価  
「種苗管理センター職員研修規程」に基づき24年度研修計画を作成し、センター内部の研修のほか、人事院地方事務局等の外部機関の研修を活用し計画的に研修を実施している。

評価項目（大項目）	評価
第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	A
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	A
第3 予算、収支計画及び資金計画	A
第4 短期借入金の借入に至った理由等	—
第5 不要財産の処分等に関する計画	A
第6 重要な財産の譲渡等の計画	A
第7 剰余金の使途	—
第8 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項	A

評価単位ごとの評価シート（総括表）

評価項目（評価単位）	評価
第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	A
<ul style="list-style-type: none"> <li>○栽培試験の効率化</li> <li>○種苗検査業務の効率化</li> <li>○種苗生産の効率化</li> <li>○調査研究業務の効率化</li> <li>○業務運営一般の効率化</li> </ul>	A A A A A
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	A
<ul style="list-style-type: none"> <li>○栽培試験業務の質の向上</li> <li>○種苗検査業務の質の向上</li> <li>○種苗生産業務の質の向上</li> <li>○調査研究業務の質の向上</li> <li>○種苗に係る情報の提供等</li> <li>○遺伝資源業務の質の向上</li> </ul>	A A A A A B
第3 予算、収支計画及び資金計画	A
<ul style="list-style-type: none"> <li>○経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組</li> <li>○法人運営における資金の配分状況</li> </ul>	A A
第4 短期借入金の借入に至った理由等	—
第5 不要財産の処分等に関する計画	A
第6 重要な財産の譲渡等の計画	A
第7 剰余金の使途	—
第8 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項	A
<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設及び設備に関する計画</li> <li>○職員の人事に関する計画</li> </ul>	A A

評価項目	達成状況	評価
<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>第1-1 農林水産植物の品種登録に係る栽培試験等</p>	<p>○栽培試験の効率化 指標＝各小項目の評価点数の合計</p> <p>各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価：2点、A評価：1点、B評価：0点、C評価：-1点、D評価：-2点</p> <p>A：5点以上 B：0～4点 C：0点未満</p> <p>小項目数：7 評価Sの小項目数：0×2＝0点 評価Aの小項目数：7×1＝7点 評価Bの小項目数：0×0＝0点 評価Cの小項目数：0×-1＝0点 評価Dの小項目数：0×-2＝0点 合計：7点</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 (1)「新たな農林水産省知的財産戦略」に即した栽培試験の国際調和、迅速化等</p> <p>ア CPVO（欧州品種庁）等、UPOV（植物新品種保護国際同盟）同盟国との審査協力の一環として、要請に応じ職員を同盟国に派遣するとともに、同盟国の専門家を受け入れ、栽培試験の実施方法や評価手法について他国の方法と調和を図りながら、我が国と海外の栽培試験結果の相互使用の推進に貢献する。</p> <p>【年度計画】 (1)「新たな農林水産省知的財産戦略」に即した栽培試験の国際調和、迅速化等</p> <p>ア CPVO（欧州品種庁）等、UPOV（植物新品種保護国際同盟）同盟国との審査協力の一環として、要請に応じ職員を同盟国に派遣するとともに、同盟国の専門家を受け入れ、栽培試験の実施方法や評価手法について他国の方法と調和を図る。</p>	<p>◇栽培試験の国際調和 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・CPVO（欧州品種庁）等、UPOV（植物新品種保護国際同盟）同盟国との審査協力の一環として、農林水産省からの要請に基づきUPOVの開催する国際会議に延べ3名の職員を派遣し、栽培試験の実施方法や評価方法について他国の方法と調和を図るため、ハトムギとレタス（病害）の審査基準について提案した。なお、同盟国からの専門家の受け入れについては、農林水産省からの要請はなかった。 (表1-1-1参照)</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 イ 農林水産省の品種登録迅速化総合電子化システム（VIPPS）を利用した栽培試験情報の活用・共有を進め、更なる報告書作成の迅速化により、栽培試験終了後平均して80日以内に農林水産省に栽培試験の結果を報告する。</p> <p>【年度計画】 イ 農林水産省の品種登録迅速化総合電子化システム（VIPPS）を利用した栽培試験情報の活用・共有を進め、更なる報告書作成の迅速化により、栽培試験終了後平均して86日以内に農林水産省に栽培試験の結果を報告する。</p>	<p>◇栽培試験結果報告の迅速化 指標＝当該年度における栽培試験終了後の平均報告日数 S：目標値以内の日数であり、かつ、特に優れた成果が認められた A：目標値以内の日数 B：目標値の110%未満の日数 C：目標値の110%以上の日数 D：目標値の110%以上の日数であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・栽培試験結果報告書作成における進行管理の徹底、実施農場における確実な報告書の検定の実施、報告書作成支援システムと農林水産省の「品種登録迅速化総合電子化システム」（VIPPS）の連携した活用、実施点数の多い植物種類の効率的な報告書の作成等を行い、栽培試験終了後平均して86日で農林水産省に報告書を提出した。 (表1-1-2参照)。</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 ウ 栽培試験の実施に当たって、栽培適地での実施を原則として適切な農場及びほ場を選択するとともに、流通品種の特性や入手先等の品種情報データベースの充実を図ることにより対照品種の選定等を的確かつ迅速に行う。</p>	<p>◇栽培試験実施の合理化 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p>	<p>A</p>

<p>【年度計画】 ウ 出願品種の栽培に適した農場及びほ場を的確に選択するとともに、対照品種の選定等を的確かつ迅速に行うため、流通品種の特性や入手先等の品種情報データベースの充実を図る。</p>	<p>【事業報告】 ・栽培試験の実施に当たって、品種特性を考慮した試験実施場所の選択を的確に行うとともに、品種情報データベースに流通品種の特性や入手先等の情報を追加入力し、内容の充実を図り、同データベース及び「品種登録迅速化総合電子化システム」(VIPS)のデータを活用することにより、対照品種の選定を的確かつ迅速に行った。 (表1-1-3参照)</p>	
<p>【中期計画】 エ 一部の植物種類において実施している栽培試験の民間委託について、審査データの海外との相互利用の可能性や民間の栽培試験に係る能力を見極めつつ、民間に委託する植物等を選定し、公募案件数を拡大する。</p> <p>【年度計画】 エ 一部の植物種類において実施している栽培試験の民間委託について、審査データの海外との相互利用の可能性や民間の栽培試験に係る能力を見極めつつ、民間に委託する植物等を選定し、公募案件数の拡大に努める。</p>	<p>◇公募案件数の拡大 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(22年12月閣議決定。以下、「見直し基本方針」という。)に則し、出願品種栽培試験委託先募集実施要領に基づき、既に公募対象としていた一部の植物の種類(稲種、おうごんかずら種、えぞぎく種、コスモス属、ストック種、にちにちそう種、ひやくにちそう種)に加え、アルストロメリア属、けいとう属、コリウス属及びペンステモン属について公募対象に追加し、7件の公募(前年度6件)を行った。選考の結果、1事業者に1種類7品種の委託を実施した。 (表1-1-4参照)</p>	A
<p>【中期計画】 オ 審査コストの一層の効率化を図るため、栽培試験の結果についての所内での検定・報告・決裁について、電子媒体による事務処理を推進する。</p> <p>【年度計画】 オ 栽培試験の結果についての所内での検定・報告・決裁について、電子媒体による事務処理を推進する。</p>	<p>◇栽培試験結果の電子媒体による事務処理の推進 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・「見直し基本方針」に則し、報告書作成支援システム及び「品種登録迅速化総合電子化システム」(VIPS)を活用した事務処理を推進するとともに更なる電子化を図るため、農林水産省が行うVIPSの改修に参画し、効率化につながる機能向上を実現した。</p>	A
<p>【中期計画】 (2) 効率的な育成者権の侵害対策及び活用促進 ア 育成者権侵害の相談等に対して全国的に機動的な対応が可能となるよう、品種保護対策役の併任発令により、7農場20名体制を維持しながら効率的な運営を行う。</p> <p>【年度計画】 (2) 効率的な育成者権の侵害対策及び活用促進 ア 育成者権侵害の相談等に対して全国的に機動的な対応が可能となるよう、品種保護対策役の併任発令により、7農場20名体制を維持しながら効率的な運営を行う。その際、新たに任命された者に対して品種保護Gメン研修及び資格試験を実施する等により品種保護対策役等の資質の向上を図る。</p>	<p>◇育成者権侵害の相談等に対する効率的な運営 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・育成者権侵害の相談等に対して全国的に機動的な対応ができるよう、併任発令により品種保護Gメン(品種保護対策課長、品種保護対策役及び副品種保護対策役)を7場所に20名配置した。 (表1-1-5参照) ・新たに任命された者に対して品種保護Gメンの資格要件の規程に基づき、品種保護Gメン研修及び資格認定試験を実施した。 ・全員参加による品種保護Gメン会議を開催し、品種保護Gメン間の情報の共有を図るとともに、資質向上を図るため、eメールを活用した品種保護Gメンセミナーを11回実施し、育成者権者等からの相談への回答のシミュレーションを行った。また、熟練度試験によりその到達度を確認した。</p>	A
<p>【中期計画】 イ 品種保護Gメンに対し、制度未整備国等から派遣要請があった場合は、要請国の品種保護の状況等を踏まえ、品種保護Gメンが対応可能な方法によって十分に効果が発揮できる場合に必ずのこととし、その判断のための基準を平成23年度に策定し、基準に照らして派遣する。</p> <p>【年度計画】 イ 品種保護Gメンに対し、制度未整備国等から派遣要請があった場合は、平成23年度に策定した基準に照らして派遣する。</p>	<p>◇品種保護Gメンの効果的な海外派遣 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・「見直し基本方針」及び独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(22年11月総務省政策評価・独立行政法人評価委員会決定。以下「勧告の方向性」という。)に則し、品種保護Gメンの海外派遣については、より一層効果が見込まれるものに限定するため、23年度に策定した基準に照らして派遣することとした。なお、派遣要請はなかった。</p>	A

注：1 本シートは中項目を評価単位として作成する。  
2 適宜補足資料を添付する。

評価単位ごとの評価シート

(○中項目、◇小項目)

評価項目	達成状況	評価
<p>第1-2 農作物（飼料作物を除く。）の種 苗の検査、指定種苗の集取、立入検 査等</p>	<p>○種苗検査業務の効率化 指標＝各小項目の評価点数の合計</p> <p>各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価：2点、A評価：1点、B評価：0点、C評価：-1点、D評価：-2点</p> <p>A：2点以上 B：0点～1点 C：0点未満</p> <p>小項目数：3（うち、評価対象外1小項目） 評価Sの小項目数：0×2＝0点 評価Aの小項目数：2×1＝2点 評価Bの小項目数：0×0＝0点 評価Cの小項目数：0×-1＝0点 評価Dの小項目数：0×-2＝0点 合計：2点</p>	A
<p>【中期計画】 (1)種苗検査の集約化 ア 本所における所要の施設整備が 整い次第、可能な限り早期に実験室 における品質検査（発芽検査、純潔 種子検査、病害検査等）を全て本所 へ集約する。また、北海道中央農場 及び西日本農場における室内検査の 廃止に合わせた適正な人員配置を行 う。 【年度計画】 (1)種苗検査の集約化 ア 実験室における品質検査（発芽 検査、純潔種子検査、病害検査等） を全て本所へ集約化することに向 け、必要となる施設の整備を進める。</p>	<p>◇種苗検査業務の本所への集約化 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・本所内に設置した総合種苗保管・検査棟の新築プロジェクトチームにおいて、 実験室における品質検査の本所への集約化に向け、設備の仕様について調査検 討を行い、検査棟の建設に着手した。</p>	A
<p>【中期計画】 イ 種苗法第63条に基づく指定種 苗の集取について、検査実施農場以 外の農場における職員をも活用して 効率的に行う。 【年度計画】 イ 種苗法第63条に基づく指定種 苗の集取について、雲仙農場及び沖 縄農場における職員を活用して実施 する。</p>	<p>◇指定種苗の集取の効率化 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・沖縄農場に配置した指定種苗検査職員に同県内における指定種苗の集取を行わ せ、雲仙農場からの集取は九州限りとするにより、効率化を図った。</p>	A
<p>【中期計画】 (2)検査手数料の見直し 種苗業者等からの依頼に基づく検 査については、受益者に対し適正な 負担となっているか点検し、管理費 も含めて検査コストに見合った料金 となるように平成23年度から手 料を見直す。 【年度計画】 (2)検査手数料の見直し (23年度に措置済み)</p>	<p>◇検査手数料の見直し S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 該当なし。</p>	-

注：1 本シートは中項目を評価単位として作成する。  
2 適宜補足資料を添付する。



評価単位ごとの評価シート

(○中項目、◇小項目)

評価項目	達成状況	評価
<p>第1-3 ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産、配布等</p>	<p>○種苗生産の効率化 指標＝各小項目の評価点数の合計</p> <p>各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価：2点、A評価：1点、B評価：0点、C評価：-1点、D評価：-2点</p> <p>A：6点以上 B：0～5点 C：0点未満</p> <p>小項目数：9 評価Sの小項目数：0×2＝0点 評価Aの小項目数：8×1＝8点 評価Bの小項目数：1×0＝0点 評価Cの小項目数：0×-1＝0点 評価Dの小項目数：0×-2＝0点 合計：8点</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 (1) 原原種生産の効率化 ア 「食料・農業・農村基本計画」 (平成22年3月30日閣議決定) に即し、道県の需要に対応した原原種の生産及び配布を行う。原原種生産に当たっては、生産品種数の増加、無病性及び品質の維持・向上等の要望に対応しつつ、生産量当たりの労働時間及びコストを把握し、以下の対策を講じその低減を図る。 【年度計画】 (1) 原原種生産の効率化 ア 「食料・農業・農村基本計画」 (平成22年3月30日閣議決定) に即し、道県の需要に対応した原原種の生産及び配布を行う。原原種生産に当たっては、生産品種数の増加、無病性及び品質の維持・向上等の要望に対応しつつ、生産量当たりの労働時間及びコストを把握し、以下の対策を講じ、効率的な原原種の生産を図る。</p>	<p>◇ばれいしょ原原種生産量当たりの労働時間及びコストの把握によるその低減 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・ばれいしょ原原種生産について、増殖段階別・科目別経費を把握し、増減理由の分析結果や優良事例を農場間で共有した。 ・種苗生産業務に要した経費のうちばれいしょに係る経費は、ミニチューバ生産に必要な備品費や老朽化した設備・機器の修繕費が増加したものの、減価償却費及び種苗生産に係る人件費が減少したことから878百万円と対前年比96.5%となり、1袋(20kg)当たりの業務コストは12,092円と対前年比97.3%となった。(表1-3-1参照)</p> <p>◇さとうきび原原種生産量当たりの労働時間及びコストの把握によるその低減 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・さとうきび原原種生産について、増殖段階別・科目別経費を把握し、増減理由の分析結果や優良事例を農場間で共有した。 ・種苗生産業務に要した経費のうちさとうきびに係る業務経費は、人件費、農薬費、備品費は減少したものの、8月から10月にかけての5回の台風襲来による被害が発生し、賃金や修繕費等が増加したことから、157百万円と対前年比102.5%となり、千本当たりの業務コストは65,967円と対前年比103.6%となった。(表1-3-1参照)</p> <p>【特記事項】 ・千本当たりの業務コストが前年度より増加したのは、生産計画数量の減少に加え、事前の深植栽培や剪葉処理等可能な限りの台風被害の軽減対策を行ったにもかかわらず、度重なる台風の接近・通過に各生産施設等が耐えきれず大きな被害を受け、キビ起こしのための賃金や網室などの修繕費が一時的に増大し、減少した業務経費を上回ったためである。</p>	<p>A</p> <p>B</p>
<p>【中期計画】 (ア) 病害虫の侵入及び発生防止に留意しつつ、排水改良、有機質の施用等により土壌改良を図る。 【年度計画】 (ア) 土壌改良方針に基づき、病害虫の侵入及び発生防止に留意しつつ、排水改良、有機質の施用等により土壌改良を行うとともに、土壌改良の効果について検証を行い、必要に応じて土壌改良方針を見直す。</p>	<p>◇土壌改良の推進 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・土壌改良方針に基づき作成した農場ごとの土壌改良方針により、病害虫の侵入及び発生防止に留意しつつ土壌改良を図った。 ・各農場の土壌分析を、胆振農場において5農場分157点、孺恋農場において西日本農場を含めた6農場分245点を集中的に実施し、分析結果を基に各農場の具体的な土壌改良の進捗状況及び効果を検証し、農場ごとの土壌改良方針における土壌成分目標等を見直した。</p>	<p>A</p>

<p>【中期計画】  (イ)施設・機械等の更新・導入に当たっては、性能の向上を図るとともに、業務実施体制に合わせ重点的配置による機械器具費の低減を図る。</p> <p>【年度計画】  (イ)施設・機械等の更新・導入に当たっては、性能向上を図るとともに、業務実施体制に合わせ重点的配置による機械器具費の低減を図るため、機械等機種選定委員会等により最適な機械・機種を選定し配置を行う。また、機械整備に関する講習等により保守管理の徹底を図る。</p>	<p>◇施設・機械等の性能の向上と重点的配置による機械器具費の低減  S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた  A：順調に進んでいる  B：概ね順調に進んでいる  C：不十分又は問題あり  D：不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】  ・機械・器具等の導入に当たっては、緊急性、業務改善効果等を勘案して絞り込むとともに、固定資産物品（購入予定価格50万円以上の物品（4件））について、各農場において機種選定委員会を開催し、最適な機械機種を選定し導入した。  ・保守管理能力等の向上を図るため、特定自主検査者実務研修を計画的に進め、北海道中央農場において1名を受講させた。</p>	A
<p>【中期計画】  (ウ)ばれいしょ原原種生産において、規格内歩留まりの向上等により規格外品等の余剰の発生を縮減に努める。</p> <p>【年度計画】  (ウ)ばれいしょ原原種生産においては、栽培管理や選別作業の改善により規格内歩留まりの向上に努める。</p>	<p>◇ばれいしょ原原種の規格外等の余剰の発生を縮減  S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた  A：順調に進んでいる  B：概ね順調に進んでいる  C：不十分又は問題あり  D：不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】  ・栽植密度、施肥量の見直しによる特大塊茎比率の低減や堀取り、選別時の機械作業によるキズ・打撲の軽減を図ることにより、特大塊茎が生じやすいメイクイン、とうや、ホツカイコガネ等の品種の株当たり総いも数が1.1個、規格内いも数が0.7個増加するなど、規格内歩留まりの向上が図られた。</p>	A
<p>【中期計画】  (エ)さとうきび原原種生産においては、台風被害を軽減するため、防風林等を整備して安定生産に努める。</p> <p>【年度計画】  (エ)さとうきび原原種生産においては、防風林の整備や剪葉等の台風被害軽減のための手法により安定生産に努める。</p>	<p>◇さとうきび原原種生産における台風被害の軽減対策の実施  S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた  A：順調に進んでいる  B：概ね順調に進んでいる  C：不十分又は問題あり  D：不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】  ・台風襲来に備え原原種の剪葉等により台風被害軽減に努めた。  ・2年連続して大型台風の接近及び直撃により、原原種の配布が大幅に減少したことを踏まえ、防風林・防風柵の整備を緊急に実施するための25年度予算要求を24年度補正予算で前倒しで確保するとともに、耐風性、耐塩性に優れた樹種の選定等を行った。</p>	A
<p>【中期計画】  イ ばれいしょ原原種について、民間におけるマイクロチューバー等の器内増殖技術を用いた原原種生産の状況を的確に把握するため、関係者による協議会を開催し、民間等のニーズを踏まえ、民間等への部分的な移行を引き続き行う。</p> <p>【年度計画】  イ 関係者による協議会を開催し、民間におけるマイクロチューバー等の器内増殖技術を用いた原原種生産の状況等について、意見の交換、情報の共有を行う。</p>	<p>◇民間等のニーズを踏まえた民間等への部分的な移行  S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた  A：順調に進んでいる  B：概ね順調に進んでいる  C：不十分又は問題あり  D：不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】  ・民間企業が作出した早期普及品種の種いも（ハウスチューバー）を用いた原原種生産及び配布の要請はなかった。  ・マイクロチューバー等を用いた原原種を利用する原原種生産道県・団体及び原原種を生産する企業等から成る「ばれいしょ原原種の安定供給に関する協議会」を開催し、原原種の安定供給の確保について、意見の交換、情報の共有を行った。</p>	A
<p>【中期計画】  (2)ばれいしょ原原種配布価格の見直しと余剰種苗等の販売量の増加</p> <p>ア ばれいしょ原原種について、関係都道府県や生産団体と協議しつつ、一般栽培農家の経営に大きな影響を与えることなくその配布価格を引き上げることにより、自己収入の拡大を図る。なお、そのための価格改定は平成23年度から行う。</p> <p>【年度計画】  (2)ばれいしょ原原種配布価格の見直しと余剰種苗等の販売量の増加</p> <p>ア ばれいしょ原原種について、23年度に関係都道府県や生産団体と協議して決定した平成24年度配布価格により配布する。</p>	<p>◇ばれいしょ原原種配布価格の引き上げによる自己収入の拡大  S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた  A：順調に進んでいる  B：概ね順調に進んでいる  C：不十分又は問題あり  D：不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】  ・「見直し基本方針」に則し、ばれいしょ原原種について、関係道県や生産者団体等と協議し改訂した24年度配布価格1,800円/袋（20kg）により配布した。  ・25年度配布価格については、970円引上げ2,770円/袋（20kg）となることが決定していることから、生産者団体等に更なる理解を求めため、道内J Aの要望のあったところへ北海道、ホクレンとともに価格改定について説明を行った。</p>	A

<p>【中期計画】 イ 余剰ばれいしょ原原種及び規格外種苗の一般種いも等としての販路拡大について、平成23年度から関係機関と協議を進めるとともに、自己収入の拡大に向けた取組方策を検討し、その具体化を図る。 【年度計画】 イ 余剰ばれいしょ原原種及び規格外種苗について、23年度の関係機関との協議を踏まえ、原原種の余剰見込み及び規格外品の発生見込みを早期に把握し、3段階増殖体系に影響のないよう、ばれいしょ種苗の取扱団体に一般種いも等として販売する。</p>	<p>◇余剰ばれいしょ原原種及び規格外種苗の一般種いも等としての販売量の増加による自己収入の拡大 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・「見直し基本方針」及び「勧告の方向性」に則し、余剰・規格外原原種の一般種苗用としての販売拡大に向け、需要情報を収集するとともに、必要に応じて随時関係機関との協議を行い、余剰となったばれいしょ原原種及び規格外品の17.8%に当たる8,836袋（10,310千円）を一般種苗用として販売した。 ・さらに、23年度の関係機関との協議を踏まえ、原原種の余剰見込み及び規格外品の発生見込みを原原種の配布見込み数量報告と同時期に把握し、3段階増殖体系に影響のないよう、ばれいしょ種苗の取扱団体に一般種苗として販売した。また、従来、許諾の関係で一般種苗用として販売していなかった登録品種についても許諾料を支払い販売した。 （表1-3-2参照）</p> <p>【特記事項】 ・24年度の一般種苗用としての販売量は、23年度を4.7%上回ったものの、販売金額は3.0%下回った。これは、一般種苗として需要のあった品種に規格内品及び小粒規格が少なく、規格外品による配布の割合が多くなったためである。しかし、24年度は「見直し基本方針」の実施の基準年である21年度比では、販売数量で1.5倍、販売金額で1.8倍と増加しており、「見直し基本方針」に則したものとされていることから、A評価とした。</p>	<p>A</p>
--	---	----------

注：1 本シートは中項目を評価単位として作成する。  
2 適宜補足資料を添付する。

評価項目	達成状況	評価
<p>第1-4 1~3の業務に係る技術に関する調査及び研究</p>	<p>○調査研究業務の効率化 指標＝各小項目の評価点数の合計</p> <p>各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価：2点、A評価：1点、B評価：0点、C評価：-1点、D評価：-2点</p> <p>A：3点以上 B：0点～2点 C：0点未満</p> <p>小項目数：4（うち、評価対象外1小項目） 評価Sの小項目数：0×2＝0点 評価Aの小項目数：3×1＝3点 評価Bの小項目数：0×0＝0点 評価Cの小項目数：0×-1＝0点 評価Dの小項目数：0×-2＝0点 合計：3点</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 (1) 調査研究成果目標の明確化 技術の改良や試験研究機関で開発された成果の導入・実用化を行うことを主眼として調査研究基本計画を策定し、「重点調査研究課題の5年後の主要な技術開発目標」において、期待される業務の改善に係る達成目標を定め、業務と一体的に取り組む。 【年度計画】 (1) 調査研究成果目標の明確化 (2 3年度に措置済み)</p>	<p>◇調査研究成果目標の明確化 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 該当なし。</p>	<p>—</p>
<p>【中期計画】 (2) 調査研究課題の重点化等 調査研究の対象について、候補から選択を要する案件が生じた場合は、学識経験者からなる調査研究評価委員会により事前・期中・完了後の評価を行い、事業の選定・実施に反映させる。また、重点調査研究課題について、調査研究評価委員会において毎年度評価を行い、評価結果を課題の実施に適切に反映させることにより、調査研究課題の重点化及び透明性の確保を図る。 【年度計画】 (2) 調査研究課題の重点化 重点調査研究課題について、調査研究評価委員会において評価を行い、評価結果を課題の実施に適切に反映させる。</p>	<p>◇調査研究課題の重点化 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・学識経験者4名から成る調査研究評価委員会を開催し、重点調査研究5課題の24年度実績及び25年度計画案について評価を行い、評価結果を調査研究運営委員会における25年度計画の策定に反映した。 ・調査研究実施規程を改正し、重点調査研究課題については調査研究評価委員会の評価結果の反映状況が明らかになるように翌年度の実施計画書に記述することとした。これを踏まえ、25年度の全ての重点調査研究課題の実施に調査研究評価委員会の評価結果を適切に反映させることにより、調査研究課題の重点化及び透明性の確保を図った。</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 (3) 試験研究機関との連携と外部資金の活用 調査研究を進めるに当たっては、試験研究機関等と情報交換・共同研究を行うなどの密接な連携を図るとともに、外部資金の積極的な活用を図る。 【年度計画】 (3) 試験研究機関との連携と外部資金の活用 試験研究機関等との情報交換や協定研究・共同研究等を行うとともに、外部資金の積極的な活用を図る。</p>	<p>◇試験研究機関との連携と外部資金の活用 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・以下の委託研究を受託し、外部資金の活用を図った。 「目指せ発病ゼロ！ウイロイドによって引き起こされるキクワイ化病の防除体系の確立」（愛知県農業総合試験場からの受託研究）に参画し、防除マニュアルを愛知県農業総合試験場とともに作成した。 ・以下の共同研究を実施した。 「重要な種子伝染性細菌の検出技術に関する研究」（台湾国立中興大学） 「種ばれいしよの器内増殖に関する研究」（(国)北海道大学） ・以下の協定研究を実施した。 「DNA品種識別技術の開発と利用に関する研究」（(独)農業・食品産業技術総合研究機構果樹研究所） 「遺伝子組換え植物のDNA検知技術に関する研究」（(独)農業・食品産業技術総合研究機構食品総合研究所） 「ジャガイモウイルスの分離同定・発生生態に関する研究」（(独)農業・食品</p>	<p>A</p>

	産業技術総合研究機構北海道農業研究センター及び(国)宇都宮大学 「ジャガイモの異型発生の原因究明に関する研究」((独)農業・食品産業技術 総合研究機構北海道農業研究センター及び(国)帯広畜産大学)	
<p>【中期計画】 (4) 知的財産権の管理 センターの知的財産基本方針に基づき、特許収入を確保するとともに、保有する特許権について、毎年度、必要性を検討する。</p> <p>【年度計画】 (4) 知的財産権の管理 センターの知的財産基本方針に基づき、保有する特許権等についてTLO(技術移転機関)と連携しつつ、その活用を図るとともに、保有する特許権の維持について必要性を検討する。</p>	<p>◇知的財産権の管理 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・「種苗管理センター知的財産基本方針」に基づき、種苗管理センターが保有する特許(植物種子の病原菌検査法:日本国及び米国)について、農林水産大臣認定TLO(技術移転機関)である社団法人農林水産・食品産業技術振興協会と連携し、企業への技術移転の推進に取り組み、国内2社と許諾契約を締結した。 ・職務発明審査会を開催し、上記特許については許諾契約を2社と契約したところであり、また、今後とも更に多くの許諾契約を締結し利用を促進することが重要であることから、次年度も維持することとした。</p>	A

注：1 本シートは中項目を評価単位として作成する。  
2 適宜補足資料を添付する。

評価単位ごとの評価シート

(○中項目、◇小項目)

評価項目	達成状況	評価
<p>第1-5 業務運営一般の効率化</p>	<p>○業務運営一般の効率化 指標＝各小項目の評価点数の合計</p> <p>各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価：2点、A評価：1点、B評価：0点、C評価：-1点、D評価：-2点</p> <p>A：8点以上 B：0点～7点 C：0点未満</p> <p>小項目数：12 評価Sの小項目数：0×2＝0点 評価Aの小項目数：12×1＝12点 評価Bの小項目数：0×0＝0点 評価Cの小項目数：0×-1＝0点 評価Dの小項目数：0×-2＝0点 合計：12点</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 (1) 効率化目標の設定 センターが行う業務の動向、各農場の立地条件等を踏まえ、1～4に掲げる業務運営の効率化に併せ、技術専門職員の高度化に関する計画に基づき、非常勤オペレータを採用、若しくは派遣会社へ委託し、技術専門職員の業務の一部のアウトソーシングを進める。 運営費交付金で行う業務のうち一般管理費（人件費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制をすることを目標に、削減する。 なお、一般管理費については、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行う</p> <p>【年度計画】 (1) 効率化目標の設定 センターが行う業務の動向、各農場の立地条件等を踏まえ、1～4に掲げる業務運営の効率化に併せ、技術専門職員の高度化に関する計画に基づき、技術専門職員が担当する業務については、研修を行いながら、栽培試験業務並びに原原種生産及び配布業務に係る検定等の専門的技術を要する業務にシフトし、ほ場管理作業等における単純作業については作業の内容を精査し非常勤オペレータの採用や派遣会社への委託により、アウトソーシングを進める。 運営費交付金で行う業務のうち一般管理費（人件費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制をすることを目標に、削減する。 なお、一般管理費については、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行う。</p> <p>さらに、実施計画に基づき、施設・機械等の有効利用等により、温室効果ガスの排出の抑制等に努める。 また、夏期の節電に努める。</p>	<p>◇技術専門職員の業務の一部のアウトソーシングの推進 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・技術専門職員の職務の高度化計画に基づき、一般職員が担当していた栽培試験業務や病害検定等の専門技術を要する業務についてOJTを行う一方、非常勤オペレータや派遣職員の活用により技術専門職員の業務の一部をアウトソーシングした。</p> <p>◇一般管理費及び業務経費の縮減 指標＝各年度における一般管理費及び業務経費の対前年度比の縮減率 S：一般管理費3%、業務経費1%以上であり、かつ、特に優れた成果が認められた A：一般管理費3%、業務経費1%以上 B：一般管理費2.1%以上3%未満、業務経費0.7%以上1%未満 C：一般管理費2.1%未満、業務経費0.7%未満 D：一般管理費2.1%未満、業務経費0.7%未満であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・運営費交付金で行う業務のうち（人件費を除く。）一般管理費については、契約について競争入札を原則として競争性を高めるとともに、本所で対応可能な契約は全て本所で実施するなどに取り組んだほか、火災保険の見直し等によるその他管理経費の削減及び消耗品・備品費等について最小限の支出に抑えたことにより、対前年度比9.3%（基準年度に対し年平均では16.1%）を削減した。また、業務経費についても、農業用資材の一括調達や資材全般の節減等に取り組んだが、災害等により保守・修繕費が増高したことなどから、対前年度比で2.1%増となるものの、基準年度に対し年平均では3.5%削減となった。 (表1-5-1参照)</p> <p>◇一般管理費の自己評価と見直し S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・無駄削減プロジェクトチームにおいて、一般管理費について経費節減の余地がないか、前年度の目標に掲げたカラーコピー・プリントの低減や携帯電話のグループ内無料通話の活用等についての取組の実効性を点検するなど自己評価を厳格に行うとともに、24年度無駄削減取組目標を策定し、経費の節減に取り組んだ。また、当該目標を種苗管理センターのホームページ（http://www.ncss.go.jp/）で公開した。 ・20年度に策定した温室効果ガスの抑制等実施計画に基づき、施設・機械等の効率的な利用等により温室効果ガスの排出量の削減を図った（基準年の18年度比89%（目標10%削減））。また、政府の「今夏の政府の節電行動計画」に基づき節電実行計画を策定し、夏期（7～9月）の節電に取り組む、本所、北海道中央農場、後志分場、十勝農場、八岳農場、西日本農場、雲仙農場及び鹿児島農場においては、各月とも各農場ごとの節電目標を達成した。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>

<p>【中期計画】  (2) 人件費の適正化等  給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役員給与の在り方について、厳しく検証した上で、引き続き、国家公務員に準拠した給与規定に基づき支給することとし、検証結果や取組状況を公表する。  総人件費についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を、平成23年度も引き続き着実に実施し、平成23年度において、平成17年度と比較して、センター全体の人件費(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに非常勤役員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)について6%以上の削減を行うとともに、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、政府における総人件費削減の取組を踏まえるとともに、今後進められる独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、厳しく見直すこととする。  なお、一般職員等については、新たな人事評価制度の円滑な運用を図り、役員と同様に業務実績評価を報酬に反映させる。</p> <p>【年度計画】  (2) 人件費の適正化等  給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役員給与の在り方について、厳しく検証した上で、引き続き、国家公務員に準拠した給与規程に基づき支給することとし、検証結果や取組状況を公表する。  なお、一般職員等については、新たな人事評価制度の円滑な運用を図り、役員と同様に業務実績評価を報酬に反映させる。</p>	<p>◇給与水準の検証並びに検証結果及び取組状況の公表  S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた  A：順調に進んでいる  B：概ね順調に進んでいる  C：不十分又は問題あり  D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】  ・国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役員給与の在り方について、23年度の業績、24年度の人員の適正な配置及び合理化などを厳しく検証し、検証結果や取組状況を公表した。職員と国家公務員との給与水準(年額)の比較指数(事務・技術職員)は95.4となった。  ・「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)(平成24年3月1日施行)に準じて役員給与は24年4月から見直しを行い、職員給与についても労使交渉が妥結したことに伴い、国と同様の見直しを行った。  ・「国家公務員の退職給付の給付水準の見直しのための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律」に準じて、役員退職手当については25年1月から見直しを行い、職員退職手当についても25年2月から支給水準を改定した。</p> <p>◇総人件費の見直し  指標＝当該年度における人件費の削減率  S：目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認められた  A：目標値に対して、100%以上の達成度合  B：目標値に対して、90%以上～100%未満の達成度合  C：目標値に対して、90%未満の達成度合  D：目標値に対して、90%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】  ・人件費(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに非常勤役員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。)について、前年度までの国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役員給与について、国家公務員と同様の見直しを行うとともに、本所と農場の事務分担の見直し等に基づき委員の合理化を行った。</p> <p>◇人事評価制度の円滑な運用  S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた  A：順調に進んでいる  B：概ね順調に進んでいる  C：不十分又は問題あり  D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】  ・能力・実績主義に基づく人事管理原則を踏まえ24年6月の勤勉手当及び12月期の勤勉手当及び25年1月期昇給において人事評価による業務実績評価を的確に反映した。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>
<p>【中期計画】  (3) 契約の点検・見直し  ア 監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会において、競争性のない随意契約の見直しを更に徹底して行うとともに、一般競争入札等についても真に競争性が確保されているか、点検、見直しを行い、その結果を公表する。  また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。</p> <p>【年度計画】  (3) 契約の点検・見直し  ア 監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会において、競争性のない随意契約の見直しを更に徹底して行うとともに、一般競争入札等についても真に競争性が確保されているか、点検、見直しを行い、その結果を公表する。  また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討する。</p>	<p>◇随意契約の見直しの徹底及びその結果の公表  S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた  A：順調に進んでいる  B：概ね順調に進んでいる  C：不十分又は問題あり  D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】  ・「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(21年11月閣議決定)に基づき、22年5月に策定した随意契約等見直し計画に即しこれに取り組むとともに、引き続き種苗管理センター契約監視委員会において競争性のない随意契約の見直しを徹底し、一般競争入札等についても真に競争性が確保されているかを定期的に点検し、公告期間の延長などの見直しを行った。  ・その結果、国と同様の一般競争基準(工事250万円超、物品160万円超等)の適用により対象となる39件、377百万円の契約のうち、一般競争入札は31件、358百万円、企画競争は0件、随意契約は8件、18百万円であった。  なお、20年度に締結した競争性のない随意契約15件、56百万円のうち、引き続きこれに該当する競争を許さない契約は7件、17百万円であった。  また、一般競争契約の31件のうち、一者応札は6件(19.4%)であり、一者応札の主な要因は、品目が多く全部を取扱える業者が限られたため、などであった。  (表1-5-2及び3参照)  ・一般競争契約及び随意契約に関する情報については、種苗管理センターのホームページで公表した。</p> <p>◇密接な関係にあると考えられる法人との契約の透明性の確保  S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた</p>	<p>A</p> <p>A</p>



	<p>A：順調に進んでいる  B：概ね順調に進んでいる  C：不十分又は問題あり  D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】  ・密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況についての情報を種苗管理センターのホームページに掲載するとともに、入札公告にその旨を掲載した。  なお、現時点において、種苗管理センターの情報公開の対象となる法人はない。</p>	
<p>【中期計画】  イ 規格外品等をでん粉原料用として売り払いする場合は、契約方法を見直し、少額随意契約に該当する場合を除き、平成23年度から一般競争入札を導入する。  【年度計画】  イ 規格外品等をでん粉原料用として売り払いする場合は、少額随意契約に該当する場合を除き、原則として一般競争入札を行う。</p>	<p>◇規格外品等ででん粉原料用として売り払いする場合の一般競争入札の導入  S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた  A：順調に進んでいる  B：概ね順調に進んでいる  C：不十分又は問題あり  D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】  ・「契約事務取扱規程」に基づき、余剰・規格外原種をでん粉原料用として売却する場合は、少額随意契約に該当する場合を除き、一般競争入札を実施した。</p>	A
<p>【中期計画】  (4) 保有資産の見直し等  毎年度、土地・建物等資産の利用度及び将来の使用見込みについて調査し、経済合理性の観点に沿って、その保有の必要性について検討を行い、支障のない限り、国への返納等を行う。なお、八岳農場においてばれいしよ原原種生産業務に用いていた施設について、今後、利用が見込まれないものは国への返納を含めて処分を検討する。  【年度計画】  (4) 保有資産の見直し等  土地・建物等資産の利用度及び将来の使用見込みについて調査し、経済合理性の観点に沿って、その保有の必要性について検討を行い、支障のない限り、国への返納等を行う。なお、八岳農場においてばれいしよ原原種生産業務に用いていた施設について、今後、利用が見込まれないものは国への返納を含めて処分を検討する。</p>	<p>◇土地・建物等、資産の保有の必要性の検討と国への返納等  S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた  A：順調に進んでいる  B：概ね順調に進んでいる  C：不十分又は問題あり  D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】  ・土地・建物等資産の利用度及び将来の使用見込みについて調査し、その保有の必要性について検討を行い、将来使用が予定されていない固定資産については減損を認識した。なお、宿舎及び福利厚生施設は保有していない。  ・ばれいしよ生産業務を廃止したことに伴う八岳農場の不要施設の処分については、不要資産となる建物・設備の設置場所が借地であり、借地の土地賃貸借契約を解約する場合には、現状回復（更地）することとなっている。  このため、23年度における処分方法の比較検討開始に続けて、処分手続の具体的な手順等について農林水産省に確認しつつ、国有財産における同様な売却事例についても検討を行ったが、借地保有者に対して不要財産の売却価格及び売却条件を具体的かつ適切に提案するまでには至らなかった。よって、引き続き25年度において具体的に検討することとした。</p>	A
<p>【中期計画】  (5) 内部統制の充実・強化等  ア リスク管理委員会を設置し、センターのミッション遂行の障害となる要因をリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を行う。  【年度計画】  (5) 内部統制の充実・強化等  ア リスク管理委員会において、リスクが顕在化した場合の影響度及び発生可能性を評価し、それらを勘案して重要度の高いリスクを把握する。  さらに、それらのリスクのうち未対応で、かつ、緊急性の高いものについて適切な対応（回避、低減、移転又は受容等）を行う。</p>	<p>◇リスク管理委員会の設置と円滑な運営  S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた  A：順調に進んでいる  B：概ね順調に進んでいる  C：不十分又は問題あり  D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】  ・リスク管理委員会を開催し、種苗管理センターにおける重要度の高いリスクを把握するため全職員を対象としたリスクの洗い出し調査に基づき「影響度」・「発生可能性（発生度）」を評価した「リスク基本台帳（集計表）」を作成した。さらに、異常気象や難病害虫など緊急性の高いリスクに適切に対応するため、気象災害（台風）リスク管理マニュアル（沖縄農場）の制定、ジャガイモシストセンチュウ危機管理マニュアル及び地震発生時の対応マニュアル（本所）の改正等を行った。  ・上記に加え、内部統制の充実・強化のため、毎週開催される本所内会議、毎月開催される本所と農場の全体会議、年2回の農場長等会議、役員会及びコンプライアンス委員会等、マネジメントを補佐する内部組織が整備・運営されている。  また、本所部課ごと、各農場ごとの予定及び懸案事項等についての報告、業務実施状況の点検・評価といったモニタリング機能により、重要な情報等の把握及びミッション等の周知徹底が図られるようにした。ミッション等の周知徹底については、中期計画前文にセンターのミッションを掲げ、職員専用ウェブサイト「種苗管理センター業務推進指針」及び「行動規範」を掲載し、会議・出張・研修の機会あるごとに、報告、講話・講義、意見交換を通して、役員員に向けミッション等の周知徹底を行った。  ・監事は、本所及び4農場について監事監査を実施し、監査結果について文書で理事長に報告した。また、マネジメント、内部統制、評価等に係る各種会議（役員会、農場長会議、契約監視委員会、入札監視委員会、リスク管理委員会、コ</p>	A



	<p>ンプライアンス委員会)に出席し業務の効率化や改善に向けた取組について意見を述べた。さらに、農林水産省で開催された財務諸表検討会に出席し、財務に係る報告を行った。</p>	
<p>【中期計画】 イ 情報セキュリティポリシーの周知を徹底するとともに、情報セキュリティ規程に基づき研修等を実施し、職員の意識向上を図る。また、「第2次情報セキュリティ基本計画」等の政府の方針を踏まえ、情報セキュリティ対策に係るPDCAサイクルを構築するため、規則等の策定、見直しを行い、個人情報を含め情報セキュリティを確保する。 【年度計画】 イ 情報セキュリティ規程に基づき研修等を実施し、役職員の情報セキュリティに対する意識向上を図る。また、情報セキュリティ対策に関する規則等の充実を図り、個人情報を含めセンターが有する情報の適切な管理を行う。</p>	<p>◇情報セキュリティ対策の推進 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・情報セキュリティ委員会の検討を踏まえ、情報の格付及び取扱制限に関する規則の制定及び改正を行った。さらに、情報セキュリティ規程がより具体的に実施されるよう同規程の実施細則を制定するなど、情報セキュリティ対策に関する規則等の充実を図った。 ・情報セキュリティ規程に基づく研修等として、上記規則等の施行に当たっての説明会を開催し、役職員への意識向上を図った。 ・情報セキュリティポリシーを、上記の規則制定等を踏まえ改正するとともに、上記説明会等を通じ職員への周知を図った。</p>	A

注：1 本シートは中項目を評価単位として作成する。  
2 適宜補足資料を添付する。

評価項目	達成状況	評価
<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>第2-1 農林水産植物の品種登録に係る栽培試験等</p>	<p>○栽培試験業務の質の向上 指標＝各小項目の評価点数の合計</p> <p>各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価：2点、A評価：1点、B評価：0点、C評価：-1点、D評価：-2点</p> <p>A：13点以上 B：0～12点 C：0点未満</p> <p>小項目数：19（うち、評価対象外3小項目） 評価Sの小項目数：1×2＝2点 評価Aの小項目数：15×1＝15点 評価Bの小項目数：0×0＝0点 評価Cの小項目数：0×-1＝0点 評価Dの小項目数：0×-2＝0点 合計：17点</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 (1)「新たな農林水産省知的財産戦略」に即した栽培試験の実施体制の強化等</p> <p>ア 栽培試験については、全出願品種を対象とすることを原則としつつ、効率的に実施するものとし、実施に当たっては、農林水産省との緊密な連絡調整を図りつつ、計画的かつ的確に実施する。 また、出願動向を踏まえ、栽培試験に必要な人員の配置、施設整備等を進め、農林水産省から栽培試験を指示された品種（中期目標終了年度の実施点数は、前年度出願点数（特性審査のうち資料調査によるものを除く。）の70%以上）について確実に実施する。</p> <p>【年度計画】 ア 栽培試験については、農林水産省との緊密な連絡調整を図りつつ、農林水産省からの通知に基づき栽培試験実施計画を的確に作成する。 また、出願動向を踏まえ、栽培試験に必要な人員の配置、施設整備等を進め、農林水産省から栽培試験を指示された品種（前年度出願点数（特性審査のうち資料調査によるものを除く。）の67%以上）について確実に実施する。</p>	<p>◇栽培試験の計画的かつ的確な実施 指標＝当該年度における栽培試験の実施点数 S：実施点数が当該年度計画の目標値の100%以上であり、かつ、特に優れた成果が認められた A：目標値の100%以上 B：目標値の90%以上100%未満 C：目標値の90%未満 D：目標値の90%未満であり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・農林水産省との緊密な連絡調整を図りつつ、通知のあった全ての出願品種896点について、実施方法の検討及び対照品種の選定を行い、栽培試験実施計画を的確に作成した。 （表2-1-1参照） ・栽培試験実施計画に基づき、栽培試験実施目標点数の717点（前年度出願点数（特性審査のうち資料調査によるものを除く。）の67%）に対し741点の栽培試験を実施した。このうち、17点の栽培試験を5県5機関、1法人に委託して実施した。 （表2-1-2参照）</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 イ センターにおいて栽培試験を実施したことがない種類について、必要性の高い種類から栽培方法等について検討を行い、中期目標期間中に50種類程度の栽培試験対象植物の拡大を図る。 また、センターで栽培試験を実施する主要な植物の種類でこれまでマニュアルが整備されていないものについて、中期目標期間中に50種類程度の栽培・特性調査マニュアルを作成する（全面的な改正を含む）とともに、病害抵抗性等の新たな項目について、必要に応じて検定手法を確立し、特殊検定マニュアルを作成する。</p> <p>【年度計画】 イ センターにおいて栽培試験を実施したことがない種類について、必要性の高い種類から栽培方法等につ</p>	<p>◇栽培試験対象植物の種類の拡大 指標＝当該年度における栽培試験の拡大種類数 S：目標値に対して、90%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認められた A：目標値に対して、90%以上の達成度合 B：目標値に対して、80%以上～90%未満の達成度合 C：目標値に対して、80%未満の達成度合 D：目標値に対して、80%未満の達成度合であり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・種苗管理センターにおいて栽培試験を実施したことがない種類について、栽培試験方法等の検討を行い、25種類の栽培試験対象植物の拡大を図った。 （表2-1-3参照）</p> <p>【特記事項】 ・将来的には全出願品種を栽培試験の対象とすることを目指し、栽培方法等の検討に精力的に取り組んだ結果、対象植物を25種類拡大し、目標の10種類を2.5倍上回る達成状況となったことからS評価とした。</p>	<p>S</p>

<p>いて検討を行い、10種類程度の栽培試験対象植物の拡大を図る。 また、センターで栽培試験を実施する主要な植物の種類のうちこれまでマニュアルが整備されていないものについて、10種類程度の栽培・特性調査マニュアルを作成する（全面的な改正を含む）。</p>	<p>◇植物の種類別の栽培・特性調査マニュアルの作成等 指標＝当該年度におけるマニュアル作成点数</p> <p>S：目標値に対して、90%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認められた A：目標値に対して、90%以上の達成度合 B：目標値に対して、80%以上～90%未満の達成度合 C：目標値に対して、80%未満の達成度合 D：目標値に対して、80%未満の達成度合であり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・栽培・特性調査マニュアルの検討を行い、アンズリウム、カンパニユラ、きく（改正）、ケアノツス等11種類のマニュアルを作成した。 （表2-1-4参照）</p>	A
<p>【中期計画】 ウ 栽培試験のリファレンスコレクションの充実のため、各栽培試験の終了時等に近年入手困難となっている品種を新たに収集・保存するとともに、既に収集・保存している品種について、育種の方向や出願品種の動向等を踏まえつつ整理を行い、対照品種として迅速に種苗を供試できる保存体制を整備し、中期目標期間中に1,500点程度を新たに拡大する。 また、効率的な保存に資するため、組織培養法を利用した保存が可能な種類（きく、カーネーション、いちご等）について、器内保存を進める。</p> <p>【年度計画】 ウ 栽培試験のリファレンスコレクションとして、各栽培試験の終了時等に近年入手困難となっている品種を新たに収集・保存するとともに、既に収集・保存している品種について、育種の方向や出願品種の動向等を踏まえつつ整理を行い、対照品種として迅速に種苗を供試できる保存体制を整備し、300点程度を新たに拡大する。また、組織培養法を利用した保存が可能な種類（きく）について、器内保存技術の導入に向けた試行を行う。</p>	<p>◇対照品種等の保存点数の拡大 指標＝当該年度に新たに収集・保存した点数</p> <p>S：目標値に対して、90%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認められた A：目標値に対して、90%以上の達成度合 B：目標値に対して、80%以上～90%未満の達成度合 C：目標値に対して、80%未満の達成度合 D：目標値に対して、80%未満の達成度合であり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・平成23年度栽培試験担当部長等会議において検討した、リファレンスコレクションの保存方針に基づき、新たに72種類564品種を収集するとともに、既保存品種の整理を行い、累計保存点数を5,639品種から5,965品種（326品種増）に拡大した。 （表2-1-5参照）</p> <p>◇組織培養法を利用した器内保存の推進 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題あり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・組織培養を利用したきくの器内保存について、より安定的で省力的な保存のための培地組成を検討した。</p>	A
<p>【中期計画】 エ 新規植物の種類別審査基準案の作成について、農林水産省からの要請に応じて確実に作成（中期目標期間中60種類程度）する。</p> <p>【年度計画】 エ 新規植物の種類別審査基準案について、新たに12種類程度を作成する。</p>	<p>◇新規植物の種類別審査基準案の作成 指標＝当該年度における種類別審査基準案の作成件数</p> <p>S：目標値に対して、90%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認められた A：目標値に対して、90%以上の達成度合 B：目標値に対して、80%以上～90%未満の達成度合 C：目標値に対して、80%未満の達成度合 D：目標値に対して、80%未満の達成度合であり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・農林水産省からの要請に基づき、審査基準案の検討を行い、アメリカハナズオウ種、アメリカホドイモ種、イベリス属等13種類の審査基準案を作成し、農林水産省に報告した。 （表2-1-6参照）</p>	A
<p>【中期計画】 オ 出願時に申請者から提出される種子及び種菌について、種菌の凍結保存を併用しつつ、確実な保管管理を行う。</p> <p>【年度計画】 オ 出願時に申請者から提出される種子及び種菌について、種菌の凍結保存を併用することにより、確実な保管管理を行う。</p>	<p>◇出願者から送付された出願品種の種子及び種菌の確実な保存 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題あり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・新たに種子139品種、種菌20品種について受け入れ、保管管理を行った。なお、保管種菌のうち264品種については、凍結保存を併用して管理した。 （表2-1-7参照）</p>	A
<p>【中期計画】</p>		

<p>カ 栽培地の調査、専門家等からの意見の聴取等により先進的な技術、知識等の導入に努めるとともに、OJT（オンザジョブトレーニング）、専門技術研修の実施により栽培試験担当者の業務運営能力の向上を図る。</p> <p>【年度計画】 カ 栽培試験実施責任者会議等を開催し、試験実施上の問題点等の早期解決のための検討を行うとともに、OJT（オンザジョブトレーニング）、研修計画に基づく専門技術研修の実施、栽培地の調査、専門家等からの意見の聴取等を行う。また、栽培試験実施責任者の力量を担保するため、資格認定試験を実施する。</p>	<p>◇栽培試験担当者の業務運営能力の向上 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・栽培試験実施責任者会議及び栽培試験担当部長等会議を開催し、栽培試験の確実な実施及び試験実施上の問題点等について対応方策の検討を行った。なお、気象被害や病害の発生等により栽培試験の継続が不可能となった品種は27種類45品種であった。 （表2-1-8参照） ・栽培試験の新任者を対象に、「栽培試験に関するOJTの手引き」に従ってOJTを実施した。 ・研修計画に基づき、初級専門技術研修、審査基準作成専門技術研修、中級者専門技術研修を実施し、各研修の成果検証として、プレゼンテーション、レポートの提出及び総合討論等による到達度把握を行った。 （表2-1-9参照） ・栽培試験実施場所において審査官を交えて現地検討を行い、栽培試験担当者との評価の目合わせを行うとともに、区別性、均一性の判断の難しい案件等について指導を受けた。 ・栽培試験に係る技術情報収集のための栽培地の調査を10件、専門家への意見聴取を13件実施した。 ・栽培試験実施責任者の資質の確保と栽培試験業務の円滑な実施に資することを目的として、栽培試験実施責任者資格認定試験を実施し4名合格した。また栽培試験実施責任者の能力の維持、指導力の向上を目的とした栽培試験実施責任者習熟度試験を試行した。</p>	A
<p>【中期計画】 キ 品種登録審査業務の適切な実施、改善等に資するよう、栽培試験及び栽培試験に関する業務を実施する中で知り得た情報及び知見について、農林水産省に積極的に提供する。</p> <p>【年度計画】 キ 農林水産省に栽培試験実施状況等を四半期毎に報告するとともに、事案発生ごとに情報・知見の提供を行う。</p>	<p>◇栽培試験により得られた情報及び知見の農林水産省への提供 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・四半期ごとに栽培試験実施状況を整理し、農林水産省に報告した。 ・栽培試験の成否に係る事項、区別性・均一性の問題に影響のある事項等について事案発生ごとに逐次農林水産省へ報告し、指示等に従い対処するとともに、年間の取りまとめ表を作成し提出した。</p>	A
<p>【中期計画】 (2)「新たな農林水産省知的財産戦略」に即した育成者権の侵害対策及び活用促進と水際取締制度の強化に向けた連携 ア 国内外における育成者権の侵害及び活用に関する情報の収集、整理及び分析を行い、講演、ホームページ等を活用して育成者権者、公的機関その他育成者権の関係者(以下「育成者権者等」という。)に提供する。</p> <p>【年度計画】 (2)「新たな農林水産省知的財産戦略」に即した育成者権の侵害対策及び活用促進と水際取締制度の強化に向けた連携 ア 国内外における育成者権の侵害及び活用に関する情報の収集、整理及び分析を行い、ホームページ上の育成者権の侵害及び活用に関するQ&amp;Aを充実するとともに、講演等により育成者権の啓発・普及を行う。</p>	<p>◇育成者権の侵害及び活用に関する情報の収集・分析・提供 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた効果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題あり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・24年度に受けた相談等を基に、育成者権の侵害及び活用に関するQ&amp;Aについて新たに3項目を追加し、計36項目を種苗管理センターのホームページに掲載した。 （表2-1-10参照） ・都道府県等からの依頼に基づき、育成者権に関する講演を全国18ヶ所で行い、参加者数の合計は701名であった。 （表2-1-11参照）</p>	A
<p>【中期計画】 イ 地方農政局の知的財産総合相談窓口担当職員、各県の知的財産担当者等に対する支援・情報提供を行うとともに、水際対策を実施する税関とは平成23年度から連絡会議等の定期的な情報交換の場を設置する。</p> <p>【年度計画】 イ 地方農政局の知的財産総合相談窓口担当職員、各県の知的財産担当者等に対する支援・情報提供を行うとともに、税関に対し連絡会議等により情報提供を行う。</p>	<p>◇関係行政機関に対する情報提供 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた効果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題あり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>・地方農政局の知的財産総合相談窓口担当職員、各県の知的財産担当者等からの相談に対して回答・助言を行うとともに、農産物知的財産権保護ネットワーク（福岡県が主催し43道府県が参画）が3月に開催した情報交換会（11県の知的財産担当者が出席）において、育成者権保護及び種苗法の解釈について情報提供を行った。 ・「見直し基本方針」及び「勧告の方向性」に則し、9月に種苗管理センター主</p>	A

	<p>催で実施した打合せに、税関等からも参加し、育成者権に関する情報提供等を行った。</p>	
<p>【中期計画】 ウ 育成者権者等からの育成者権の侵害及び活用に関する相談に対して、対抗措置及び活用方法に関する助言等を行う。 また、6次産業化の促進に向け、地域資源を活かした新たな産業の創出等を支援するため、地方農政局の6次産業化担当窓口等と連携し、関係者に対する新品種の保護・活用に関するアドバイスをを行う。</p> <p>【年度計画】 ウ 育成者権者等からの育成者権の侵害及び活用に関する相談に対して、対抗措置及び活用方法に関する助言等を行う。 また、地方農政局の6次産業化担当窓口等と連携し、関係者に対する新品種の保護・活用に関するアドバイスをを行う。</p>	<p>◇育成者権の侵害及び活用に関する相談対応 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた効果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題あり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・育成者権の侵害に関する相談22件に対して、対抗措置等の助言等を行った。また、育成者権の活用に関する相談126件に対して、品種登録制度や種苗法の解説等について回答した。 (表2-1-12参照)</p> <p>◇6次産業化の促進に向けた新品種の保護・活用に関するアドバイス S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた効果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題あり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・地方農政局の6次産業化担当窓口へ出向き、地域の取組や問い合わせ等に係る情報交換を行うなど連携を図った。なお、6次産業化の促進に向けた新品種の保護・活用に関する相談はなかった。</p>	<p>A</p> <p>—</p>
<p>【中期計画】 エ 育成者権の侵害事実の判定 (ア) 育成者権者等からの依頼に基づき、育成者権を侵害した種苗等を判定するための品種類似性試験を迅速に実施する。 また、試験研究機関の成果等を活用し、DNA分析等による品種類似性試験の対象植物を6種類程度拡大する。</p> <p>【年度計画】 エ 育成者権の侵害事実の判定 (ア) 育成者権者、公的機関その他育成者権の関係者からの依頼に基づき、育成者権を侵害した種苗等を判定するための品種類似性試験を迅速に実施する。</p>	<p>◇品種類似性試験の迅速な実施 指標＝当該年度における試験終了後30日以内に施行（DNA分析の場合7日以内に施行）した件数の全件数に対する割合 S：90%以上であり、かつ、特にすぐれた効果が認められた A：90%以上 B：80%以上90%未満 C：80%未満 D：80%未満であり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・品種類似性試験について29件（比較栽培1件、特性比較15件、DNA分析13件）の依頼があり、年度内に試験が終了した15件（特性比較2件、DNA分析13件）については30日以内（DNA分析は7日以内）に依頼者に報告した。なお、試験終了から施行までの平均日数は、特性比較が15日、DNA分析が7日であった。 (表2-1-13参照)</p> <p>◇品種類似性試験の対象となる植物及びその加工品の種類の拡大 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた効果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題あり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・該当なし（中期計画に基づく対象植物の拡大に向けて第2-4の（1）の調査研究を先行させる計画としており、本年度については、種類を拡大する計画はなかった）。</p>	<p>A</p> <p>—</p>
<p>【中期計画】 (イ) 育成者権者等からの依頼に基づき、依頼者とともに現地に赴き、育成者権の侵害が疑われる種苗、生産物及び加工品の栽培、保管、販売等の状況を記録することにより、侵害行為の日時、数量、金額等を証明するとともに、育成者権に係わる種苗、物品等の証拠品を保管することにより、育成者権侵害の立証を支援する。</p> <p>【年度計画】 (イ) 育成者権者等からの依頼に基づき、依頼者とともに現地に赴き、育成者権の侵害が疑われる種苗、生産物及び加工品の栽培、保管、販売等の状況を記録することにより、侵害行為の日時、数量、金額等を証明するとともに、育成者権に係わる種</p>	<p>◇侵害状況の記録及び寄託による種苗、物品等の保管 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた効果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題あり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・育成者権者からの依頼に基づき、2件の侵害状況記録を作成し、22件の寄託を受け、種苗、物品等を保管した。 (表2-1-14参照)</p>	<p>A</p>

<p>苗、物品等の証拠品の寄託を行い育成者権侵害の立証を支援する。</p> <p><b>【中期計画】</b>  (ウ)「育成者権を侵害する物品に該当するか否かの認定手続に係る農林水産大臣の意見聴取に関する省令」(平成18年農林水産省令第4号)に基づき、農林水産省から育成者権侵害物品に係る資料の鑑定の囑託があった場合には、本所において迅速かつ確実にDNA鑑定を実施し、速やかに鑑定結果を報告する。</p> <p><b>【年度計画】</b>  (ウ)「育成者権を侵害する物品に該当するか否かの認定手続に係る農林水産大臣の意見聴取に関する省令」(平成18年農林水産省令第4号)に基づき、農林水産省から育成者権侵害物品に係る資料の鑑定の囑託があった場合には、本所において迅速かつ確実にDNA鑑定を実施し、速やかに鑑定結果を報告する。</p>	<p>◇育成者権侵害物品に係る試料の鑑定の囑託に対する迅速かつ的確な鑑定の実施及び報告  指標＝当該年度における7日以内に報告した件数の全件数に対する割合  S：90%以上であり、かつ、特にすぐれた効果が認められた  A：90%以上  B：80%以上90%未満  C：80%未満  D：80%未満であり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった(囑託がない場合、本項目の評価は行わない)</p> <p><b>【事業報告】</b>  ・農林水産省からの囑託はなかった。</p>	<p>—</p>
<p><b>【中期計画】</b>  (エ) DNA分析による品種類似性試験を的確に実施するため、実用化レベルにあるDNA品種識別技術を積極的に導入し、登録品種等のDNA情報を蓄積しデータベース化を行う。</p> <p>また、公募事業を活用して登録品種等の標本・DNAの保存を行う。</p> <p><b>【年度計画】</b>  (エ) これまでに作成した植物種類のDNA情報データベースについて、新たに出願された品種のDNA情報を追加する。</p> <p>また、公募事業を活用して登録品種等の標本・DNAの保存を行う。</p>	<p>◇登録品種等のDNA情報のデータベース化  S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた  A：順調に進んでいる  B：概ね順調に進んでいる  C：不十分又は問題あり  D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p><b>【事業報告】</b>  ・茶及びなしの新たに出願された品種等のDNA情報を調査し、DNAデータベースに20品種を追加した。  (表2-1-15参照)  ・農林水産省の委託事業「登録品種の標本・DNA保存等事業」を受託し、新たに出願された栄養繁殖性品種のうち634品種について資料保存依頼書を受け付け、449品種の凍結乾燥標本作製し保存した。このうち、栽培試験を実施した340品種についてはさく葉標本を併せて作製し保存した。また、DNA分析技術の確立されている植物の6品種についてDNAを抽出し凍結保存を行った。  一方、育成者権者等からの申し出により44品種の凍結乾燥標本、39品種のさく葉標本及び1品種の抽出DNAを廃棄した。  (表2-1-16参照)  ・DNA品種識別技術を権利侵害紛争の解決に活用する上で重要となる主要な既存品種の標本・DNAの保存についても、センター独自の取組として96品種の凍結乾燥標本及び52品種のさく葉標本作製し保存した。  (表2-1-16参照)</p>	<p>A</p>
<p><b>【中期計画】</b>  (3) 東アジア植物品種保護フォーラムの推進に向けた支援</p> <p>東アジア植物品種保護フォーラムの活動の一環として、参加国に対する栽培試験技術の付与や品種保護関係の人材育成のため、専門家の派遣や研修を積極的に実施する。</p> <p><b>【年度計画】</b>  (3) 東アジア植物品種保護フォーラムの推進に向けた支援</p> <p>東アジア植物品種保護フォーラムの活動の一環として、参加国に対する栽培試験技術の付与や品種保護関係の人材育成のため、専門家の派遣や研修を積極的に実施する。</p>	<p>◇東アジア植物品種保護フォーラムの推進に向けた支援  S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた  A：順調に進んでいる  B：概ね順調に進んでいる  C：不十分又は問題あり  D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p><b>【事業報告】</b>  ・東アジア植物品種保護フォーラムからの要請に基づき、DUS試験に係る写真技術研修に専門家として栽培試験担当職員を派遣した。また、タイ国品種保護制度に係る情報システム研修、植物品種保護制度に関する東アジア各国の要人視察及び短期専門技術研修等を実施し、延べ20名の研修員を受け入れた。  (表2-1-17及び18参照)</p>	<p>A</p>

注：1 本シートは中項目を評価単位として作成する。  
2 適宜補足資料を添付する。

評価項目	達成状況	評価
<p>第2-2 農作物（飼料作物を除く。）の種 苗の検査、指定種苗の集取、立入検 査等</p>	<p>○種苗検査業務の質の向上 指標＝各小項目の評価点数の合計</p> <p>各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価：2点、A評価：1点、B評価：0点、C評価：-1点、D評価：-2点</p> <p>A：8点以上 B：0点～7点 C：0点未満</p> <p>小項目数：11 評価Sの小項目数：0×2＝0点 評価Aの小項目数：11×1＝11点 評価Bの小項目数：0×0＝0点 評価Cの小項目数：0×-1＝0点 評価Dの小項目数：0×-2＝0点 合計：11点</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 (1) 国際的な種子流通の活性化に 対応した流通段階の種苗の表示や品 質の検査等の充実 ア 農林水産大臣から指示のあった 表示検査（15,000点程度/年 度）に対し、農薬使用回数表示の検 査を重点的に行うとともに、過去の 検査結果を集取点数に反映させるこ とにより、的確かつ効果的な集取 （3,000点程度/年度）を行う。 【年度計画】 (1) 国際的な種子流通の活性化に 対応した流通段階の種苗の表示や品 質の検査等の充実 ア 指定種苗の表示検査（15,0 00点程度/年度）について、流通 段階も含めて農薬使用回数表示の検 査を重点的に行うとともに、過去の 検査結果を集取点数に反映させるこ とにより、的確かつ効果的な集取 （3,000点程度/年度）を行う。</p>	<p>◇指定種苗の表示検査の計画的かつ確かな実施 指標＝当該年度における表示検査点数 S：目標値に対して、90%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認め られた A：目標値に対して、90%以上の達成度合 B：目標値に対して、80%以上～90%未満の達成度合 C：目標値に対して、80%未満の達成度合 D：目標値に対して、80%未満の達成度合であり、かつ、その要因が法人の不適 切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・指定種苗の表示検査について、過去の検査結果等を踏まえ実施計画を策定し、 15,852点の表示検査を行った。この結果、不完全表示が32点（0.2%）あり、 書面による改善を求め、検査結果を農林水産省に報告した。 （表2-2-1参照）</p> <p>◇指定種苗の集取の計画的かつ確かな実施 指標＝当該年度における集取点数 S：目標値に対して、90%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認め られた A：目標値に対して、90%以上の達成度合 B：目標値に対して、80%以上～90%未満の達成度合 C：目標値に対して、80%未満の達成度合 D：目標値に対して、80%未満の達成度合であり、かつ、その要因が法人の不適 切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・指定種苗の集取について、過去の検査結果等を踏まえ実施計画を策定し、 3,020点の集取を行った。この結果、表示発芽率に満たないものが69点（2.3%） あった。 （表2-2-2参照）</p>	<p>A</p> <p>A</p>
<p>【中期計画】 イ 「指定種苗の生産等に関する基 準」（平成20年7月3日農林水産 省告示第1713号）による病害検 査について、本所への検査の集約化 により体制を強化し、実施点数を中 期目標期間中に30点程度増加させ る。 【年度計画】 イ 「指定種苗の生産等に関する基 準」（平成20年7月3日農林水産 省告示第1713号）による病害検 査について、190点以上を実施す る。</p>	<p>◇病害検査点数の拡大 指標＝当該年度における病害検査点数 S：目標値に対して、90%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認め られた A：目標値に対して、90%以上の達成度合 B：目標値に対して、80%以上～90%未満の達成度合 C：目標値に対して、80%未満の達成度合 D：目標値に対して、80%未満の達成度合であり、かつ、その要因が法人の不適 切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・「指定種苗の生産等に関する基準」に基づく4種類5病害について、195点の病 害検査を行った。この結果、4種類16点について罹病種子が認められた。なお、 野菜種子の生産等に関する基準を下回った種子に対しては対応策について照会 し、該当する種苗業者からは全量廃棄の回答を得ている。 また、検査及び照会の結果については農林水産大臣に報告した。 （表2-2-3参照） ・このほか、「指定種苗の生産等に関する基準」に基づく品種純度及び遺伝子組 換え種子混入について、それぞれ13種類178点及び1種類36点の検査を行った。 この結果、品種純度検査では検査を終了した7種類115点のうち基準に満た ないものが1種類1点あった（遺伝子組換え種子の混入については検査中）。な</p>	<p>A</p>

	<p>お、野菜種子の生産等に関する基準を下回った種子に対して対応策について照会し、該当する種苗業者からは交配ミスがないよう心がけるとの回答を得ている。また、検査及び照会の結果については農林水産大臣に報告した。 (表2-2-4及び5参照)</p>	
<p>【中期計画】 ウ 「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(平成15年法律第97号)第32条の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施するとともに、その結果を農林水産省に適切に報告する。その実施体制を確保するため、遺伝子組換え種子の混入のモニタリングについて、毎年度、とうもろこし30点以上、えだまめ10点以上を行う。 【年度計画】 ウ 「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(平成15年法律第97号)第32条の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施するとともに、その結果を農林水産省に適切に報告する。その実施体制を確保するため、遺伝子組換え種子の混入のモニタリングについて、とうもろこし30点以上、えだまめ10点以上を行う。</p>	<p>◇カルタヘナ法に基づく立入り、質問、検査、収去及びモニタリングの的確な実施 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」第32条の規定に基づく、農林水産大臣の立入り等の指示はなかった。 ・遺伝子組換え種子の分析体制を確保するため、とうもろこし36点及びえだまめ12点を対象に混入実態のモニタリングを行った(検査中)。 (表2-2-6参照)</p>	A
<p>【中期計画】 エ 種苗検査担当者による業務実施上の問題点等の解決のための検討を行うとともに、専門技術研修、技能チェック等を行う。 また、I S T A (国際種子検査協会)が行う熟練度テストに参画する。 【年度計画】 エ 種苗検査担当者による業務実施上の問題点等の解決のための検討を行うとともに、研修計画に基づく専門技術研修の実施、技能チェック等を行う。 また、I S T A (国際種子検査協会)が行う熟練度テストに参画する。</p>	<p>◇種苗検査担当者の業務運営能力の向上 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・種苗検査担当者会議を開催し、業務実施上の問題点等の解決のための検討を行った。この結果を踏まえ、ホームセンターにおける店頭検査では売り場責任者の立会いの下で実施すること、品種純度検査及び事後検定では配置人員に見合った計画を立案することなど、業務の改善に反映させた。 ・依頼検査におけるサンプリングについて、技術研修を実施した。 ・種子検査担当者を対象として、2種類の種子について発芽検査のレフリーテストを実施し、成績不良者に対しては技術指導を行った。 ・I S T Aが行う熟練度テストに参画し、3回のテストの全てにおいて全てA評価を得た。 (表2-2-7(1)参照) ・I S T Aが行う遺伝子組換え種子検査の熟練度テストに参画した。とうもろこしにおける評価結果は、定量性検査ではA評価、定性検査では9サンプル中1サンプルを誤判定したためC評価であった。なお、誤判定を繰り返さないため品質保証マニュアルに従い原因究明を行うとともに、要領集及び作業方法書の改正を行った(えだまめについては評価結果待ち)。 (表2-2-7(2)参照)</p>	A
<p>【中期計画】 オ 種苗流通の適正化に資するよう、種苗検査業務を実施する中で知り得た情報及び知見について、農林水産省に積極的に提供する。 【年度計画】 オ 種苗検査業務を実施する中で知り得た情報及び知見について、事案発生ごとに農林水産省に速やかに報告する。</p>	<p>◇種苗検査により得られた情報及び知見の農林水産省への提供 S：十分行われており、かつ、特に優れた成果が得られた A：十分行われている B：概ね行われている C：不十分または問題あり D：不十分または問題あり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・事案発生ごとに速やかに農林水産省に報告するとともに、指定種苗の検査の際に集取した種子のうち、発芽率が極端に低いもの42点について、検査結果判明後、直ちに報告した。</p>	A
<p>【中期計画】 (2) 国際的な種子流通の活性化に対応した依頼検査の実施 ア 的確かつ迅速な検査を基本に、検査試料の提出が遅れたもの等特別の事情があるものを除き、検査依頼のあった日から50日以内に検査結果の報告を行うものとする。</p>	<p>◇依頼検査の迅速化 指標＝当該年度における50日以内に検査結果報告を行った件数の全検査件数に対する割合 S：目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認められた A：目標値に対して、100%以上の達成度合 B：目標値に対して、90%以上～100%未満の達成度合</p>	A



<p>【年度計画】  (2) 国際的な種子流通の活性化に対応した依頼検査の実施  ア 的確かつ迅速な検査を基本に、検査試料の提出が遅れたもの等特別の事情があるものを除き、検査依頼のあった日から50日以内に検査結果の報告を行う。</p>	<p>C：目標値に対して、90%未満の達成度合  D：目標値に対して、90%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】  ・依頼検査は、従来から実施してきた国内外の種子検査221件、24年度から開始した種苗及びその生産ほ場の土壌の放射性物質測定検査10件の計231件を実施し、いずれも50日以内(放射性物質は10日以内)に検査結果報告を行った。  (表2-2-8(1)及び(2)参照)  ・種子検査は、検査の種類ごとに所要時間等のデータを収集し取りまとめ24年3月に改訂した、コストに見合った検査手数料により実施した。  ・福島第一原子力発電所の事故に対応して、種苗についても食品と同じように輸出先国や取引先から放射性物質汚染についての証明が求められたことから、事故の起こった日以前に収穫されたものであること等の生産履歴に関する証明について、112点の種子について証明書を発行した。</p>	
<p>【中期計画】  イ 依頼者の関心事項及び満足度を調査し、業務の改善を図るとともに、クレームがあった場合には、適切に処する。</p> <p>【年度計画】  イ 依頼者の関心事項及び満足度を調査し、業務の改善を図るとともに、クレームがあった場合には、適切に処する。</p>	<p>◇依頼者の意向把握及びクレームへの適切な対処  S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた  A：順調に進んでいる  B：概ね順調に進んでいる  C：不十分又は問題あり  D：不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】  ・前年のアンケート結果を踏まえ、種苗業者等の依頼検査(果実汚斑細菌病)に関する要望事項等を更に調査するため、48社にアンケートを行い、43社からの回答を得た。その結果、大型種子であるカボチャ・トウガン・ユウガオ等の検査対象の追加と、年間700点程度の検査実施の要望等が明らかになった。このため、次年度以降の大型種子への対象拡大に向けた取組について検討した。  ・依頼者からのクレームはなかった。</p>	A
<p>【中期計画】  ウ ウリ科果実汚斑細菌病をはじめとする種子伝染性病害の検査要請に対応し、中期目標期間中に検査対象病害を2種類以上拡大する。</p> <p>【年度計画】  ウ ウリ科果実汚斑細菌病の検査技術の確立に関する調査研究成果を踏まえ、スイカ及びメロン種子の果実汚斑細菌病の検査を開始する。  また、種苗及びその生産ほ場の土壌の放射性物質測定検査並びにトウモロコシの遺伝子組換え種子検査(定性)を開始する。</p>	<p>◇依頼検査における検査項目の拡大  S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた  A：順調に進んでいる  B：概ね順調に進んでいる  C：不十分又は問題あり  D：不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】  ・調査研究の成果を踏まえ、種苗業者の要望が高いスイカ及びメロン種子を対象にした果実汚斑細菌病の依頼検査を開始し、108点の検査を行った。  ・種苗及びその生産ほ場の土壌の放射性物質検査を開始した。  ・トウモロコシの遺伝子組換え種子検査(定性)を開始するためISTAの熟練度テストやGeMMAの技能試験を受講し検査技術の向上に努めた。</p>	A
<p>【中期計画】  エ 種苗業者がEC加盟国のナショナルカタログへ品種登録した種子の事後検定及びOEC D品種証明制度に基づく種苗業者の輸出用てんさい種子の品種の証明に係る種子の検査を実施するとともに、検査終了後、検査結果を適切に報告する。</p> <p>【年度計画】  エ 種苗業者がECナショナルカタログへ品種登録した野菜種子の事後検定について年次計画に基づき実施し、農林水産省に報告する。  また、OEC D種子制度に基づく種苗業者の輸出用てんさい種子の品種の証明に係る種子の検査依頼があった場合には的確かつ迅速な検査を実施し、検査結果を報告する。</p>	<p>◇種苗の品質証明等に係る検査の着実な実施  S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた  A：順調に進んでいる  B：概ね順調に進んでいる  C：不十分又は問題あり  D：不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】  ・年次計画に基づき、12種類のEU向け輸出野菜種子について記録の作成及びサンプルの保管状況の検査を行った。また、10種類39品種の事後検定を実施し、検定結果を速やかに農林水産省に報告した。  (表2-2-9参照)  ・輸出用てんさい種子の品種の証明に係る種子の検査依頼はなかった。</p>	A
<p>【中期計画】  オ ISTA等が開催する会議について、農林水産省からの職員の派遣の要請に基づき、職員を派遣する等積極的に参画する。また、ISHI(国際健全種子推進機構)が行う比較試験等の検査法の国際標準化に向けた活動に参画し、必要に応じ職員を派遣する。</p> <p>【年度計画】  オ ISTA等が開催する会議について、農林水産省からの要請に基づ</p>	<p>◇ISTA等が開催する会議への職員の派遣  S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた  A：順調に進んでいる  B：概ね順調に進んでいる  C：不十分又は問題あり  D：不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】  ・農林水産省からの要請に基づき、ISTA総会に日本代表として職員を派遣するとともに、同理事会に職員を理事として出席させ、ISTAの運営に参画させた。</p>	A

<p>き、職員を派遣する等積極的に参画する。 また、ISHI（国際健全種子推進機構）が行う比較試験等の検査法の国際標準化に向けた活動に参画し、必要に応じ職員を派遣する。</p>	<p>また、ISHIの会議に職員を出席させ、世界における病害の検査法について情報を収集した。</p>
--	--

- 注： 1 本シートは中項目を評価単位として作成する。  
2 適宜補足資料を添付する。

評価単位ごとの評価シート

(○中項目、◇小項目)

評価項目	達成状況	評価
<p>第2-3 ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産、配布等</p>	<p>○種苗生産業務の質の向上 指標＝各小項目の評価点数の合計</p> <p>各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価：2点、A評価：1点、B評価：0点、C評価：-1点、D評価：-2点</p> <p>A：18点以上 B：0～17点 C：0点未満</p> <p>小項目数：26（うち、評価対象外1小項目） 評価Sの小項目数：0×2＝0点 評価Aの小項目数：21×1＝21点 評価Bの小項目数：2×0＝0点 評価Cの小項目数：2×-1＝-2点 評価Dの小項目数：0×-2＝0点 合計：19点</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 (1) 需要に即した原原種の安定供給 ア 「食料・農業・農村基本計画」に即し、道県の需要量のほぼ100%を確保できる生産配布計画を毎年度作成し、同一品種を複数農場で栽培すること等により、台風や冷害等の気象変動や病虫害の発生等のリスク分散を行いつつ需要に応じた供給を行う。 【年度計画】 (1) 需要に即した原原種の安定供給 ア 生産配布計画に基づき、以下のとおり生産し、需要に応じた供給を行う。 平成25年春植用ばれいしょ原原種 67,616袋 平成25年秋植用ばれいしょ原原種 3,066袋 平成25年春植用さとうきび原原種 1,109千本 平成25年夏植用さとうきび原原種 1,185千本</p>	<p>◇春植用ばれいしょ原原種の需要量に即した供給量の確保 指標＝当該年度における春植用ばれいしょ原原種供給量 S：目標値に対して、90%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認められた A：目標値に対して、90%以上の達成度合 B：目標値に対して、80%以上～90%未満の達成度合 C：目標値に対して、80%未満の達成度合 D：目標値に対して、80%未満の達成度合であり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・25年春植用ばれいしょ原原種については、生産計画数量67,616袋に対し、76品種70,081袋（103.6%）を生産したが、1品種（タワラヨーデル）の申請数を確保することができなかったことから、申請数量に対する充足率は全体では99.9%となった。 （表2-3-1参照）</p> <p>◇秋植用ばれいしょ原原種の需要量に即した供給量の確保 指標＝当該年度における秋植用ばれいしょ原原種供給量 S：目標値に対して、90%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認められた A：目標値に対して、90%以上の達成度合 B：目標値に対して、80%以上～90%未満の達成度合 C：目標値に対して、80%未満の達成度合 D：目標値に対して、80%未満の達成度合であり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・24年秋植用ばれいしょ原原種については、生産計画数量2,906袋に対し、20品種2,950袋（101.5%）を生産したが、1品種（デジマ）の申請数量が生産計画数量を上回ったことから、申請数量に対する充足率は全体では97.1%となった。 ・25年秋植用ばれいしょ原原種については、生産計画数量3,066袋に対し20品種3,066袋（100.0%）の生産を見込んでいる。 （表2-3-1参照）</p> <p>◇春植用さとうきび原原種の需要量に即した供給量の確保 指標＝当該年度における春植用さとうきび原原種供給量 S：目標値に対して、90%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認められた A：目標値に対して、90%以上の達成度合 B：目標値に対して、80%以上～90%未満の達成度合 C：目標値に対して、80%未満の達成度合 D：目標値に対して、80%未満の達成度合であり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・25年春植用さとうきび原原種については、鹿児島農場においてはおおむね順調に生育したものの、沖縄農場においては8月から10月にかけて5回の台風の通過・接近により、断根や折損の被害に加え、側枝の出芽・伸長が高率で発生した。このため、①台風接近前の剪葉処理や通過後のきび起こし等による生産回復対策、②収穫・配布時期を遅らせることによる生産量の確保、③夏植用原原種の一部を春植用として前倒し配布、④肥培管理の徹底等の対策を講じたが、生産計画数量1,109千本に対し、18品種612千本（55.2%）の配布にとどまった。 ・今後は、これまでの気象災害等の影響を再分析し、防風林の再整備や防風柵の</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>C</p>

整備を進めるとともに、沖縄農場の原原種生産における危険率の引上げや鹿児島農場における沖縄向け品種の増産等、25年度の計画見直しを行った。  
(表2-3-1参照)

【特記事項】

・原原種生産の供給量が計画生産数量に対し大幅に下回ったことについては、特に大型で非常に勢力の強い瞬間最大風速が50mを超える台風16号及び17号が相次いで沖縄本島を通過・接近による影響が大きく、原原種のきび起こし等による生産回復対策や生育期間の延長による収量確保等を講じた結果であり、不適切な運営によるものではない。なお、例年より早い段階で県に対し配布見込み収量を提示し需給調整を行った結果、申請数量612千本に対する充足率は100%となった。また、種苗の不足を補うため、沖縄県が行う製糖用さとうきびの春植用種苗としての転用に際し、無病性の確保に向けた技術指導に協力するとともに、生産者に対し病害虫まん延防止対策の徹底を促すパンフレットを作成配布した。

◇夏植用さとうきび原原種の需要量に即した供給量の確保

指標＝当該年度における夏植用さとうきび原原種供給量

S：目標値に対して、90%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認められた

A：目標値に対して、90%以上の達成度合

B：目標値に対して、80%以上～90%未満の達成度合

C：目標値に対して、80%未満の達成度合

D：目標値に対して、80%未満の達成度合であり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった

【事業報告】

・24年夏植用さとうきび原原種については、鹿児島農場においてはおおむね順調に生育したものの、沖縄農場においては8月から10月にかけて5回の台風の通過・接近により、断根や折損の被害に加え、側枝の出芽・伸長が高率で発生した。このため、①台風接近前の剪葉処理や通過後のきび起こし等による生産回復対策、②病害虫防除の徹底、③配布時期を早めるなどの連絡・調整等の対策を講じたほか、鹿児島農場の余剰分を沖縄県に対し特別種苗として2品種69千本の配布を行ったが、生産計画数1,184千本に対し、16品種917千本袋(77.4%)の配布にとどまった。  
(表2-3-1参照)

【特記事項】

・原原種生産の供給量が計画生産数量に対し大幅に下回ったことについては、特に大型で非常に勢力の強い瞬間最大風速が50mを超える台風16号及び17号が相次いで沖縄本島を通過・接近による影響が大きく、原原種のきび起こし等による生産回復対策や配布時期を早めるための連絡調整等を講じた結果であり、不適切な運営によるものではない。

【中期計画】

イ種ばれいしょに係る標準検査手順書等に基づき、病害虫防除対策を講じるとともに生育期間中のほ場での肉眼による病害検定を実施し、収穫直前の検定における病害罹病率をばれいしょ、さとうきびともに0.1%未満とする。

なお、新たな病害検定として、ジャガイモ塊茎褐色輪紋病の検定及びジャガイモYモザイク病欧州型えそ系統の系統判別を導入する。

また、土壌改良、輪作年限の確保等の対策を実施し、配布する原原種について、ばれいしょ萌芽率90%以上及びさとうきび発芽率80%以上を満たすようにする。

【年度計画】

イ種ばれいしょに係る標準検査手順書等に基づき、病害虫防除対策を講じるとともに生育期間中のほ場での肉眼による病害検定を実施し、原原種の収穫直前の検定における病害罹病率を0.1%未満とする。

さらに、新たな病害検定として23年度に導入したジャガイモモップトップウイルス(PMTV)について、植付予定ほ場の土壌検診及び原原種の品質調査における検定を実施する。

また、土壌改良、輪作年限の確保等の対策を実施し、配布する原原種について、ばれいしょ萌芽率90%以上及びさとうきび発芽率80%以上を満たすようにする。

◇ばれいしょ原原種無病性の維持・向上

指標＝当該年度におけるばれいしょ原原種収穫直前の検定による病害罹病率

S：0.1%未満であり、かつ、特に優れた成果が認められた

A：0.1%未満

B：0.1%以上0.3%未満

C：0.3%以上

D：0.3%以上であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった

【事業報告】

・ばれいしょ原原種の収穫直前の検定における病害罹病率は、24年秋植用及び25年春植用について、全ての農場、品種でそれぞれ0.1%未満であった。

なお、出荷した原原種に関する品質調査において、5農場(北海道中央、後志、十勝、上北、孺恋)の一部品種でウイルス病を確認したことから、当該品種の配布先に対して原原種生産に際しての注意喚起を行った。

・周辺環境浄化対策として、北海道中央農場において周辺農家へ働きかけを強化し、24年6月末までに新たに4戸の協力(23年度中に7戸)を得た。また、胆振農場において周辺環境調査を実施し、40筆中20筆で罹病(LR、Y、S、X)が確認されたことから、これらの農家についても環境浄化対策として種いも更新の協力を依頼し、4戸の協力が得られた。  
(表2-3-2参照)

◇さとうきび原原種無病性の維持・向上

指標＝当該年度におけるさとうきび原原種収穫直前の検定による病害罹病率

S：0.1%未満であり、かつ、特に優れた成果が認められた

A：0.1%未満

B：0.1%以上0.3%未満

C：0.3%以上

D：0.3%以上であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった

【事業報告】

・さとうきび原原種の収穫直前の検定における病害罹病率は、24年夏植用及び25年春植用(鹿児島農場)について、全ての農場、品種で0.1%未満であった。  
(表2-3-2参照)

C

A

A

	<p>◇新たなばれいしょ病害検定の導入  S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた  A：順調に進んでいる  B：概ね順調に進んでいる  C：不十分又は問題あり  D：不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】  ・植付予定ほ場の土壌検診及び春植用原原種の品質調査において、ジャガイモモットトップウイルス（PMTV）検定を実施した。その結果、全ての検診及び調査において検出されなかった。</p> <p>◇ばれいしょ原原種の品質の維持・向上  指標＝当該年度に配布したばれいしょ原原種の萌芽率  S：目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認められた  A：目標値に対して、100%以上の達成度合  B：目標値に対して、90%以上～100%未満の達成度合  C：目標値に対して、90%未満の達成度合  D：目標値に対して、90%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】  ・種ばれいしょに係る標準検査手順書に基づき、適正なほ場管理、栽培管理を行い品質の維持・向上に努めた結果、ばれいしょ原原種の萌芽率は以下のとおりであった。  24年秋植用ばれいしょ原原種：98.4%  25年春植用ばれいしょ原原種：98.4%  （表2-3-2参照）</p> <p>◇さとうきび原原種の品質の維持・向上  指標＝当該年度に配布したさとうきび原原種の発芽率  S：目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認められた  A：目標値に対して、100%以上の達成度合  B：目標値に対して、90%以上～100%未満の達成度合  C：目標値に対して、90%未満の達成度合  D：目標値に対して、90%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】  ・さとうきび原原種生産配布技術指針に基づき、適正なほ場管理、栽培管理を行い品質の維持・向上に努めた結果、さとうきび原原種の発芽率は以下のとおりであった。  24年夏植用さとうきび原原種：88.9%  25年春植用さとうきび原原種：99.9%（鹿児島農場）  （表2-3-2参照）</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>
<p>【中期計画】  ウ ばれいしょ原原種の培養系母本を基にした急速増殖技術を活用した生産体系において、品種の純粋性の維持を図るため、ほ場において生態的特性を含めた品種特性の確認を行い、培養変異のチェックを強化する。  【年度計画】  ウ ばれいしょ原原種の培養系母本を基にした急速増殖技術を活用した生産体系において、培養母本を更新する品種についてほ場における生態的特性を含めた品種特性の確認を行う。</p>	<p>◇ばれいしょ原原種の品種の純粋性の維持  S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた  A：順調に進んでいる  B：概ね順調に進んでいる  C：不十分又は問題あり  D：不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】  ・ばれいしょ原原種の培養系母本を基にした急速増殖技術を活用した生産体系において、培養変異をチェックするため原原種段階での比較栽培を実施するとともに、品種の純粋性の維持を図る観点から培養系母本の元となる母塊茎の生態的特性を含めた特性確認調査を実施し、品種特性の確認を行った。  ・(独)農業・食品産業技術総合研究機構北海道農業研究センターにおいて、ばれいしょの品種特性確認に関する検討会を行い、品種特性調査の新基準について認識の共通化を検討した。</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】  エ 加工食品用(フライドポテト等)をはじめ用途に応じた新品種等の供給拡大に対応するため、第2期中期計画で導入した急速増殖によるミニチューバーを用いた原原種生産体系の拡大により増殖率を高め、原原種の供給期間の短縮を図る。  【年度計画】  エ 加工食品用等新品種について、実需者等のニーズを踏まえ、急速増殖によるミニチューバーを用いた原原種生産体系等により、通常より1</p>	<p>◇ばれいしょ新品種等の原原種供給期間の短縮  S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた  A：順調に進んでいる  B：概ね順調に進んでいる  C：不十分又は問題あり  D：不十分又は問題があり、かつ、その要因が法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】  ・ジャガイモシストセンチュウ対策として、道東地区から早期普及の要望があった生食用新品種スノーマーチを通常原原種の供給期間より1年短縮し、26年春植用に配布するため、基本ほかにミニチューバー生産用の発根苗を定植した。</p>	<p>A</p>

<p>年短縮して配布する。</p> <p>【中期計画】 オ 原原種の生産見込数量の把握を適時に行い、収穫調製から配布数量決定までの期間の短縮に努めるとともに、生産見込数量を関係道県に早期に提示し、配布数量決定までに係る事務処理の迅速化を図り、配布申請時から配布開始までの期間をばれいしょ1.5か月及びさとうきび2か月以内とする。</p> <p>【年度計画】 オ 原原種の生産見込数量の把握を適時に行い、収穫調製から配布数量決定までの期間の短縮に努めるとともに、生産見込数量を関係道県に早期に提示し、配布数量決定までに係る事務処理の迅速化を図り、配布申請時から配布開始までの期間をばれいしょ1.5か月及びさとうきび2か月以内とする。</p>	<p>◇ばれいしょ原原種の配布の迅速化 指標＝ばれいしょ原原種の配布申請時から配布開始までの期間 S：1.5ヶ月以内であり、かつ、特に優れた成果が認められた A：1.5ヶ月以内 B：1.5ヶ月を超え2ヶ月以内 C：2ヶ月を超える D：2ヶ月を超え、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・各道県で行われるばれいしょ種苗の需給協議会等に参加し、需要動向の的確な把握に努めるとともに、原原種生産農場から定期的に報告される収穫・選別状況を基に迅速に配布数量の決定を行った結果、配布申請時から配布開始までの期間は以下のとおりであった。</p> <p>24年秋植用ばれいしょ原原種：1.3ヶ月 25年春植用ばれいしょ原原種：0.3ヶ月</p> <p>◇さとうきび原原種の配布の迅速化 指標＝さとうきび原原種の配布申請時から配布開始までの期間 S：2ヶ月以内であり、かつ、特に優れた成果が認められた A：2ヶ月以内 B：2ヶ月を超え3ヶ月以内 C：3ヶ月を超える D：3ヶ月を超え、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・県で開催されるさとうきび種苗対策連絡会議に参加し、需要動向の的確な把握に努めるとともに、原原種生産農場から定期的に報告される生産見込み報告を基に迅速に配布数量決定を行った結果、配布申請時から配布開始までの期間は以下のとおりであった。</p> <p>24年夏植用さとうきび原原種：1.0ヶ月 25年春植用さとうきび原原種：1.0ヶ月</p>	<p>A</p> <p>A</p>
<p>【中期計画】 カ 原原種の配布先である道県に対し、アンケート調査を毎年実施し、アンケート結果に基づき次年度以降の原原種生産配布に関する改善計画を作成して業務の改善を図るとともに、クレームがあった場合には、適切に対処することにより、アンケート結果で顧客満足度5段階評価の4.0以上を得よう努める。</p> <p>【年度計画】 カ 原原種の配布先である道県に対し、アンケート調査を実施し、アンケート結果に基づき次年度以降の原原種生産配布に関する改善計画を作成して業務の改善を図るとともに、クレームがあった場合には適切に対処することにより、アンケート結果で顧客満足度5段階評価の4.0以上を得よう努める。</p>	<p>◇アンケート結果に基づく原原種生産配布に関する改善計画の作成と業務の改善 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・23年度アンケート結果に基づく24年度改善計画に沿って、25年春植用として配布する原原種については、生育期間を通じて病害虫防除と病株・異常株等の抜取りを徹底するとともに、農場周辺の環境浄化対策として種ばれいしょの更新者を増加させ、さらに従来から指摘のあった外観品質について農場間における選別基準を統一するなど、業務の改善を着実に実施した。 ・農協及び道県に対しアンケートを実施し、評価点の低い項目及び指摘事項について全てピックアップし、その対応策について検討を行い、25年度改善計画を作成した。 (表2-3-3参照)</p> <p>◇ばれいしょ原原種配布先の満足度の向上 指標＝当該年度におけるばれいしょ原原種配布先アンケート結果での顧客満足度 S：4.0以上であり、かつ、特に優れた成果が認められた A：4.0以上 B：3.0以上4.0未満 C：3.0未満 D：3.0未満であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・ばれいしょ原原種のアンケート結果における顧客満足度は以下のとおりであった。 24年度春植用ばれいしょ原原種：3.9 24年度秋植用ばれいしょ原原種：4.2 (表2-3-4参照)</p> <p>【特記事項】 ・24年度春植用ばれいしょ原原種の顧客満足度が低かった理由は、北海道における夏場の干ばつによる影響で配布した原原種の一部に小粒塊茎、傷、打撲等の規格外品が混入していたためである。なお、24年度春植用及び24年度秋植用ばれいしょの顧客満足度を加重平均すると3.96となるので、B評価とした。</p> <p>◇さとうきび原原種配布先の満足度の向上</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>B</p>

	<p>指標＝当該年度におけるさとうきび原原種配布先アンケート結果での顧客満足度  S：4.0以上であり、かつ、特に優れた成果が認められた  A：4.0以上  B：3.0以上4.0未満  C：3.0未満  D：3.0未満であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】  ・さとうきび原原種のアンケート結果における顧客満足度は以下のとおりであった。  24年度春植用さとうきび原原種：4.0  24年度夏植用さとうきび原原種：3.7  (表2-3-4参照)</p> <p>【特記事項】  ・24年夏植用さとうきび原原種の顧客満足度が低かった理由は、沖縄農場が配布した原原種に芽の欠損や伸長、メイチュウ食害痕等が一部に混入したためである。なお、その原因は沖縄農場において連続した大型台風の襲来により適期の防除作業ができなかったためである。</p> <p>◇クレームへの適切な対処  S：適切に対処されており、かつ、特に優れた成果が得られた  A：適切に対処されている  B：一部に問題があった  C：問題があった  D：問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった  (クレームがない場合は、本項目の評価は行わない。)</p> <p>【事業報告】  ・ばれいしょ原原種の配布先からの7件、さとうきび原原種の配布先から1件のクレームがあった。本所と農場との連絡を密にし、各農場に適時適切な指示を行うとともに、確認シートにより必要事項を確認しつつ現地に出向いて丁寧に対処した結果、クレームの相手方の理解を得ることができた。  (表2-3-5参照)</p>	A
<p>【中期計画】  キ 不測時における食料安全保障への対応として、緊急増殖のためのほ場を確保するとともに国の要請に応じて備蓄を行う。  【年度計画】  キ 不測時における食料安全保障への対応として、緊急増殖のためのほ場を確保するとともに国の要請に応じて備蓄を行う。</p>	<p>◇不測時におけるばれいしょへの転換等による食料の増産のための支援体制の確保  S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた  A：順調に進んでいる  B：概ね順調に進んでいる  C：不十分又は問題あり  D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】  ・輪作体系に組み入れられていない草地について、不測時にばれいしょほ場へ転換できるよう管理を行うとともに、農林水産省防災業務計画に基づき、ばれいしょ57t、予備貯蔵終了後そば28tの備蓄を行った。</p>	A
<p>【中期計画】  ク 試験研究機関等との情報交換を密接に行うとともに、育種、栽培技術開発等に必要調査用種苗の提供を行う。また、試験研究機関等と連携し、有望系統等の段階から母本の無病化、増殖特性の確認等を行うとともに、必要に応じて急速増殖を行うことにより、新品種の開発・普及を支援する。  【年度計画】  ク 試験研究機関等との情報交換を密接に行うとともに、育種、栽培技術開発等に必要調査用種苗の提供を行う。また、試験研究機関等と連携し、有望系統等の段階から母本の無病化、増殖特性の確認等を行うとともに、必要に応じて急速増殖を行う。</p>	<p>◇試験研究機関等との情報交換及び育種、栽培技術開発等に必要調査用種苗の提供  S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた  A：順調に進んでいる  B：概ね順調に進んでいる  C：不十分又は問題あり  D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】  ・(独)農業・食品産業技術総合研究機構北海道農業研究センター、同機構九州沖縄農業研究センター等の試験研究機関と新品種の品種特性、病害検定等に係る情報交換を行った。  また、試験研究機関等からの申請に対し調査用種苗の提供を以下のとおり行った。  24年秋植用ばれいしょ：930kg  24年春植用ばれいしょ：13,559kg  24年春植用さとうきび：11,830本  24年夏植用さとうきび：350本  ・ばれいしょ加工適性研究会に出席し、普及が見込まれる有望系統の情報収集に努めた。</p> <p>◇試験研究機関等との連携による母本の早期無毒化等  S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた  A：順調に進んでいる  B：概ね順調に進んでいる  C：不十分又は問題あり  D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】</p>	A

	<p>・(独)農業・食品産業技術総合研究機構北海道農業研究センター、同機構九州沖縄農業研究センター等の試験研究機関からばれいしょ及びさとうきびの有望育成系統を受け入れ、母本の無病化、増殖特性の確認を以下のとおり行った。 ばれいしょ受入数：無病化4系統、増殖特性確認17系統 さとうきび受入数：無病化6系統、増殖特性確認6系統</p>	
<p>【中期計画】 ケ 道県からの申請に応じ、選別による規格分けにより小粒種いもを供給するとともに、大型コンテナ、フレコンバックによる配布を行う。 【年度計画】 ケ 道県からの申請に応じ、選別による規格分けにより小粒種いもを供給するとともに、大型コンテナ、フレコンバックによる配布を行う。</p>	<p>◇実需者ニーズに対応した小粒種いもの供給及び省力的な配布 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・小粒種いもの生産・配布について、道県の申請に応じ、選別による規格分けによりコナフブキの小粒(30g～60g)243袋を配布した。また、フレコンバックでの配布要望のあった一部の品種について279t(13,962袋相当)を配布した。 ・北海道中央農場において、(独)農業・食品産業技術総合研究機構北海道農業研究センターの指導の下、全粒植えに適した小粒種いも(30g～90g)の安定的生産方法の検討として、前年度に引き続き、小粒塊茎生産技術の確立に向け、ジベレリン処理による品種ごとの効果や次世代への影響等の調査を行い、本技術が浴光期間を含め慣行栽培による管理が可能であるとともに多数の品種で規格内歩留りの向上と切断作業の省力化が期待できることを確認した。 ・なお、ジベレリンの農業としての適用拡大については、製造メーカーからの申請に基づき24年11月に種いも用として追加登録された。</p>	A
<p>【中期計画】 コ 原原種生産担当者による業務実施上の問題点の早期解決のための検討を行うとともに、専門技術研修等の実施により、原原種生産担当者の業務運営能力の向上を図る。 【年度計画】 コ 原原種生産担当者会議を開催し、品質向上、生産コスト低減等に関する検討を行うとともに、研修計画に基づいて専門技術研修を行う。</p>	<p>◇原原種生産担当者の業務運営能力の向上 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・担当者会議及びミニチューパー生産現地検討会を開催し、ばれいしょの安定供給、品質向上、生産コストの低減方策、品種特性確認等について検討を行った。 ・研修計画に基づき、種苗生産専門技術研修(ばれいしょ)を実施し、研修成果の検証としてジャガイモシストセンチュウ検診技術に関する技量の確認を行った。 ・重要病害虫に対する危機管理体制を強化するため、ジャガイモシストセンチュウ発生模擬訓練を実施した。</p>	A
<p>【中期計画】 サ ばれいしょ及びさとうきびの生産の振興及び適正な流通に資するため、原原種配布業務を実施する中で知り得た情報及び知見について、農林水産省に積極的に提供する。 【年度計画】 サ 農林水産省に原原種の配布実績等について定期的に報告するとともに、当該作物に係る各地域の情報を収集し、随時提供する。</p>	<p>◇原原種の生産及び配布により得られた情報及び知見の農林水産省への提供 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・原原種配布終了後、作期ごとに各農場からの配布実績報告書を取りまとめ、定期的に農林水産省に報告を行うとともに、原原種の生産及び配布により得られた情報及び知見について随時農林水産省に報告した。</p>	A
<p>【中期計画】 (2) 輪作ほ場等を活用した種苗生産 ア 輪作ほ場、不測時の増殖ほ場等を活用して、災害時の代作用種子として、そばの生産及び予備貯蔵(予備貯蔵量1.5トン/年度)を実施し、必要に応じて都道府県に配布する。 【年度計画】 (2) 輪作ほ場等を活用した種苗生産 ア 輪作ほ場、不測時の増殖ほ場等を活用して、災害時の代作用種子として、そばの生産及び予備貯蔵(予備貯蔵量1.5トン/年度)を実施し、必要に応じて都道府県に配布する。</p>	<p>◇災害対策用そば種子の生産及び予備貯蔵 指標＝当該年度におけるそばの予備貯蔵量 S：目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認められた A：目標値に対して、100%以上の達成度合 B：目標値に対して、90%以上～100%未満の達成度合 C：目標値に対して、90%未満の達成度合 D：目標値に対して、90%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・種苗管理センター災害対策用雑穀種子配布運営要領に基づき、災害時の代作用種子として輪作ほ場を活用してそばを生産し、16tの予備貯蔵を行った。</p> <p>◇災害対策用そば種子の都道府県への配布 S：要請に的確に対応し、かつ、特に優れた成果が得られた A：要請に的確に対応した B：要請に概ね的確に対応した C：問題あり D：問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p>	A



	<p>【事業報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>北海道からの配布申請に基づき、災害対策用そば種子16tの配布を行った。</li> </ul>	
<p>【中期計画】</p> <p>イ 公的機関等からの要請に応じて、生食用のみならず加工食品用やバイオ燃料用等早期普及が必要な畑作物等の調査研究用種苗等を生産し、配布する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>イ 公的機関等からの要請に応じて、生食用のみならず加工食品用やバイオ燃料用等早期普及が必要な畑作物等の調査研究用種苗等及び災害復旧復興のための畑作物等の種苗を生産し、配布する。</p>	<p>◇早期普及が必要な畑作物等の調査研究用種苗等の生産及び配布</p> <p>S：的確に対応し、かつ、特に優れた成果が得られた</p> <p>A：的確に対応した</p> <p>B：概ね的確に対応した</p> <p>C：問題あり</p> <p>D：問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった (要請、必要性がない場合は規定の整備に関してのみ評価を行う。)</p> <p>【事業報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要請はなかった。</li> </ul>	<p>—</p>

注：1 本シートは中項目を評価単位として作成する。  
2 適宜補足資料を添付する。

評価単位ごとの評価シート

(○中項目、◇小項目)

評価項目	達成状況	評価
<p>第2-4 1~3の業務に係る技術に関する調査及び研究</p>	<p>○調査研究業務の質の向上 指標＝各小項目の評価点数の合計</p> <p>各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価：2点、A評価：1点、B評価：0点、C評価：-1点、D評価：-2点</p> <p>A：5点以上 B：0～4点 C：0点未満</p> <p>小項目数：7（うち、評価対象外1小項目） 評価Sの小項目数：1×2＝2点 評価Aの小項目数：5×1＝5点 評価Bの小項目数：0×0＝0点 評価Cの小項目数：0×-1＝0点 評価Dの小項目数：0×-2＝0点 合計：7点</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 (1)「新たな農林水産省知的財産戦略」に即したDNA品種識別技術の開発 ア DNA分析による品種類似性試験の対象植物を6種類程度拡大するため、技術開発を行うとともに、実用化段階にあるDNA品種識別技術について品種識別マニュアルを作成しセンター内での妥当性確認を行う。 【年度計画】 (1)「新たな農林水産省知的財産戦略」に即したDNA品種識別技術の開発 ア 試験研究機関等が開発したDNAマーカーやDNA品種識別技術に関する情報を収集し、実用化に向けての課題を整理する。また、ナシ及びオウトウのDNA品種識別技術について品種識別マニュアルを改訂しセンター内での妥当性確認を行う。</p>	<p>◇DNA分析による品種類似性試験の対象植物の拡大 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・ISOで検討されている「食品における特異的核酸分析を用いた品種判別法の選定の原則及び妥当性確認のための基準」（以下、「妥当性確認のための基準」という。）及び個別の技術報告書を収集し、この中のひまわり及びとうもろこしのSSR分析手法の実用化に向けて課題を整理し、各々のDNA品種識別作業書（案）を作成した。 ・次年度以降の試験室内妥当性確認試験に供試するため、ひまわり12品種の葉の凍結乾燥試料を作成したほか、ひまわり2品種及びとうもろこし6品種の種子を米国のNorth Central Reagon Plant Introduction Stationから入手した。 ・HPに試験研究機関の最新の技術開発状況及びDNA鑑定の実施機関の最新情報を掲載した。</p> <p>◇DNA品種識別マニュアル作成及び妥当性確認 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・妥当性確認のための基準に基づき、「DNA品種識別技術の試験室内妥当性確認手順書」（以下、「妥当性確認手順書」という。）を策定した。 ・ナシについて、農業・食品産業技術総合研究機構果樹研究所において4塩基及び5塩基のSSRマーカーが開発されたことを受け、果樹研究所との協定研究の中で、現行の2塩基マーカーと比較してより正確な遺伝子型の判定が可能な10マーカーを絞り込み、新たな品種識別マニュアルを作成した。さらに、妥当性確認手順書に従い5品種を用いて安定性及び再現性を確認し、「日本なしのDNA品種識別作業書」を策定した。 ・オウトウについて、妥当性確認手順書に従い、5品種を用いて安定性及び再現性の観点からSSRマーカー10種類を評価した結果、3マーカーにおいて問題点があったことから、7種類のマーカーで判定を行う「おうとうのDNA品種識別作業書」を策定した。</p>	<p>A</p> <p>A</p>
<p>【中期計画】 イ 農産物の加工品におけるDNA品種識別技術の実用化を行い、マニュアル化する。 【年度計画】 (平成23年度に措置済み)</p>	<p>◇農産物の加工品におけるDNA品種識別技術の実用化 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 該当なし。</p>	<p>-</p>
<p>【中期計画】</p>		

(2) 国際的な種子流通の活性化に対応した種子伝染性病害の検査技術の確立  
エンドモザイク病等の重要な種子伝染性病害(3病害程度)について、簡易かつ信頼性の高い検査法を実用化する。

【年度計画】

(2) 国際的な種子流通の活性化に対応した種子伝染性病害の検査技術の確立

ウリ科果実汚斑細菌病の種子検査法について、台湾国立中興大学との間で、双方が構築した技術の実証試験を共同で行う。

◇種子伝染性病害の検査法の実用化

S: 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた

A: 順調に進んでいる

B: 概ね順調に進んでいる

C: 不十分又は問題あり

D: 不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった

【事業報告】

ウリ科果実汚斑細菌病について、健全なスイカ種子に汚染種子を混合した試料を供試し、選択培地法、PCR法及びLAMP法の3種の検出法を比較した。この結果、選択培地法とLAMP法の検出精度が高く、この2法を共に用いることで精度の高い検査が行える可能性が示された。この結果をもとに検査法を構築した。種苗会社からの強い要請もあり、スイカ及びメロンを対象とした果実汚斑細菌病の種子検査を急ぎよ24年8月から開始した。なお、台湾国立中興大学で調査した選択培地の検討は、試薬が国内では入手できないため中止した。

【特記事項】

平成24年3月に我が国でも台湾産スイカ種子を原因としたウリ科果実汚斑細菌病の発生が疑われていたところ、同年6月に同病であることが確認された。これにより早急に種子検査を実施する必要が生じたことから、これまでの調査研究成果を体系化して検査法を構築し、種子検査の開始を前倒しした。このように種苗会社からの要請に迅速に応えたことからS評価とした。

S

【中期計画】

(3) コスト低減と品質の向上のための原種生産技術の開発

ア ばれいしょのミニチューバー及びさとうきびの側枝苗の生産効率を高めるための技術を開発する。

【年度計画】

(3) コスト低減と品質の向上のための原種生産技術の開発

ア ばれいしょ養液栽培による施設内生産技術の高度化及び器内培養苗の効率的培養に関する調査並びにさとうきび側枝苗生産の増殖率の向上に関する調査を行う。

◇種苗生産のコスト低減に係る技術の開発

S: 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた

A: 順調に進んでいる

B: 概ね順調に進んでいる

C: 不十分又は問題あり

D: 不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった

【事業報告】

ばれいしょ養液栽培による施設内生産技術について、養液栽培(孳恋方式)、エアロポニックス及び2方式折衷方式を養液循環式で増殖率の比較調査を行った結果、養液栽培とエアロポニックスの増殖率比較ではエアロポニックスが優れた。2方式折衷方式では加湿とならないように給液回数等栽培管理について調整が必要であるが、増殖率向上が期待できる結果となった。また、昨年度までの成果を基にパーミキュライト培地厚を現行の1/2の約1.5cmとして網室内で実証調査を行った結果、デジマで増殖率が36.3個/株(23年度: 29.3個/株、10g以上塊茎)であった。

器内培養苗の増殖率の低下を招くoedema(茎葉のカルス化)について、光質、温度、ショ糖濃度による発生影響を調査した結果、全ての要因で有意差がみられ、18℃、光質制御、無糖でoedemaが抑制された。光質制御で用いた黄色フィルム(低波長域カット)は高温や有糖培地でのoedema発生を軽減させる効果があったほか、節間伸長効果もみられたため、節間の短い品種において節分割の作業性向上にも有効である。同じく増殖率の低下を招くシュート頂部壊死の発生要因について調べた結果、通気とカルシウムの相互作用が示唆されたが、一部サンプルの採取ミスの可能性があり、再調査が必要である。また、蛍光灯の代替光源としてLEDの導入可能性について検討した結果、赤青混色(R/B比=9:1)で蛍光灯と同等の生長がみられた。

固相培地を用いない新たな簡易養液栽培法によるミニチューバー(MnT)生産技術の開発を目指し、養液栽培による生産力を調査した。その結果、栽培期間4.4ヶ月、収穫期間2.2ヶ月で慣行に近い増殖率(約16~28倍)であり、また、小粒3g程度の超MnT収穫では、同じ栽植密度では約2倍の個数が得られ、養液単体での生産方式で年2期作生産が可能であり、小粒MnT収穫でさらに大きな増殖率が見込まれた。また、小粒MnTを用いたほ場生産力を調査するため、サイズの異なるMnTを種いもとして収穫した塊茎の実用株数を比較した結果、現行規格(10g超/個)より小さい3~5g程度の小粒MnTでもは種密度を高めることで実用上の生産力の確保が可能であると考えられた。

さとうきび側枝苗の生産数の増加方法の検討のため、母木上部の切断面のパラフィン等被覆や土壌上部のパーミキュライト等被覆による水分蒸散抑制効果を調査したが、ともに側枝発生率の向上には大きな効果はみられなかった。また、植物ホルモン処理の効果も調査したが、1次側枝の生長点切除+サイトカイニン噴霧処理では2次側枝の増加効果は認められなかった。これらのことから、パラフィン等被覆と植物ホルモン処理以外の方法についての検討が必要と考えられた。

側枝苗の最適栽植密度を検討するため、昨年度の調査で設定した株間15cm、25cm、35cmの3区について、引き続き分けつ数、節数による収量の比較調査を行った。その結果、株間が大きいほど分けつが多くなるが、1茎当たり節数には差が見られず、10a当たり収量(節数)は、密植ほど増えるものの必要な植付け苗数も増加するため、現行の25cmが妥当と考えられた。

A

【中期計画】

イ ジャガイモYモザイク病欧州型えそ系統の系統判別、ジャガイモやせいも病等の検定手法を実用化するとともに、輪腐病のPCR検定技術を確認する。

【年度計画】

イ ジャガイモYウイルス欧州型えそ系統の系統判別手法並びにポテト

◇ばれいしょ病害検定手法の実用化

S: 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた

A: 順調に進んでいる

B: 概ね順調に進んでいる

C: 不十分又は問題あり

D: 不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった

【事業報告】

A

<p>スピンドルチューバーウイルス (PSTVd) 及び輪腐病の検定手法の実用化に関する調査を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ジャガイモYウイルス欧州型えそ系統 (Eu-PVYN<sup>NTN</sup>) の感染実態を把握するため、北海道中央農場 (原原種ほ場) 及び配布先 (原種ほ場、採種ほ場) でPVYを確認した試料 (葉) について、マルチプレックスPCRで系統識別を行った。その結果、Eu-PVYN<sup>NTN</sup>の割合が87.5%と昨年度同様の傾向であり、近年、中央農場周辺は主にEu-PVYN<sup>NTN</sup>に汚染されていることが明らかとなった。また、配布先のPVY発生状況から、栽培期間中の病株抜取りで病株を除去しきれていないことを示し、主な原因として後期感染や茎葉処理後の再生葉での感染、さらに中央農場での品種の多様化に伴う表現型の複雑化が進み抜取りの困難性が増したことが挙げられる。これまでの調査の結果、PVY系統識別が可能になり、正確な情報を生産者に提供できるようになった。</li> <li>ポテトスピンドルチューバーウイルス (PSTVd) について、横浜植物防疫所より、ジャガイモ塊茎からのPSTVd検出法 (針刺法により採取し、LAMP法により検出する方法) を導入した。トマト種子から効率的に核酸を抽出する方法について、カリウム-SDS法とRNA抽出用キットを比較した。RT-PCR法により評価を行った結果、両方法ともほぼ同等の抽出能力であった。</li> <li>ジャガイモ輪腐病について、感染塊茎の作出を試みた。(独) 農業生物資源研究所のジーンバンクから入手した2菌株を供試し、塊茎及び生育途中の根部に接種を行った結果、12個の感染塊茎が得られた。</li> </ul>	
<p>【中期計画】 (4) 調査研究能力の向上 調査研究実施者による検討会、先進的な技術の導入に係る専門技術研修等を実施することにより、調査研究実施者の調査研究能力の向上を図る。</p> <p>【年度計画】 (4) 調査研究能力の向上 調査研究実施者による検討会を開催するとともに、調査研究課題に関連する研究会、シンポジウム等へ参加する。</p>	<p>◇調査研究実施者の調査研究能力の向上 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ばれいしょ関係の調査研究実施者による成果発表・検討会を北海道中央農場で開催し、関係者と情報交換を行った。</li> <li>「アジアにおける食用作物のエマージング感染症」をテーマに開催されたT U A - F F T C 合同シンポジウム (東京農業大学及びアジア太平洋食料肥料技術センター主催) に参加し、植物病害に係る情報収集を行った。</li> </ul>	<p>A</p>

注： 1 本シートは中項目を評価単位として作成する。  
2 適宜補足資料を添付する。

評価項目	達成状況	評価
<p>第2-5 種苗に係る情報の収集、整理及び提供並びに技術指導</p>	<p>○種苗に係る情報の提供等 指標＝各小項目の評価点数の合計</p> <p>各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価：2点、A評価：1点、B評価：0点、C評価：-1点、D評価：-2点</p> <p>A：5点以上 B：0点～4点 C：0点未満</p> <p>小項目数：7 評価Sの小項目数：0×2＝0点 評価Aの小項目数：7×1＝7点 評価Bの小項目数：0×0＝0点 評価Cの小項目数：0×-1＝0点 評価Dの小項目数：0×-2＝0点 合計：7点</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 (1) 品種登録出願者等にホームページ等を通じて、主要な植物の特性調査のための栽培方法、植物別の担当農場及び栽培試験における種苗の送付形態等の栽培試験に係る情報を提供する。 【年度計画】 (1) 品種登録出願者等にホームページ等を通じて、主要な植物の特性調査のための栽培方法、植物別の担当農場及び栽培試験における種苗の送付形態等の栽培試験に係る情報を提供する。</p>	<p>◇品種登録出願者等に対する情報提供 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・種苗管理センターのホームページにおいて、栽培試験の概要を示すとともに、栽培試験における種苗の送付形態等の情報について、おうごんかずら種とアンスリウム属（切り花用と鉢物用）の画像を追加し閲覧できるようにした。また、農林水産省品種登録ホームページとのリンクにより、種類別審査基準等の情報を提供した。</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 (2) 種苗管理センターが保有するリファレンスコレクション等について、6次産業化を推進する観点から、加工適性等の品種特性概要及び入手先等の情報提供を行う。 【年度計画】 (2) 種苗管理センターが保有するリファレンスコレクション等について、6次産業化を推進する観点から、加工適性等の品種特性概要及び入手先等の情報提供を行う。</p>	<p>◇6次産業化を推進するための情報提供 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・6次産業化の促進に向けた在来品種の活用に関する相談2件に対して、商品開発、種苗の入手先情報等のアドバイスを行った。 (表2-1-12参照) ・農林水産省が主催するアグリビジネス創出フェア2012において、6次産業化を支援するため、品種保護活用相談窓口を会場に設置し、種苗管理センターが生産配布しているばれいしょ原原種の全ての品種を展示するとともに、在来品種の6次産業化への活用事例の紹介やリファレンスコレクション等に関する情報提供を496名の来場者に対して行った。</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 (3) 種苗業者に対しホームページ等を通じて、発芽検査方法、病害検査方法等の種苗検査に係る情報を提供する。また、必要に応じて技術講習会の開催、種苗業者が行う研修会等への職員の派遣等により、民間における検査技術の向上を支援する。 【年度計画】 (3) 種苗業者に対しホームページ等を通じて、発芽検査方法、病害検査方法等の種苗検査に係る情報を提供する。また、必要に応じて技術講習会の開催、種苗業者が行う研修会等への職員の派遣等により、民間における検査技術の向上を支援する。</p>	<p>◇種苗業者に対する情報提供及び技術指導 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・依頼検査を開始した果実汚斑細菌病検査方法を種苗管理センターのホームページに掲載した。 ・植物防疫所からの依頼により、種子伝染性病害の検査法について4名に対し講義及び実習を行った。 ・種苗業者等からの依頼により、発芽試験や貯蔵方法等について4名に対し講義及び実習を行った。 ・植物防疫所からの依頼により、種子検査における国際情勢について40名に対し講演を行った。</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 (4) センターが生産及び配布する</p>	<p>◇ばれいしょ、さとうきび種苗生産者等に対する技術情報の提供</p>	<p>A</p>

<p>原原種の検定結果及び品種特性等の技術情報について、ホームページや配布先調査等を通じて種苗生産者等にきめ細やかな情報提供を行う。また、要望に応じて職員を技術講習会等に派遣し、技術指導を行う。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(4) センターが生産及び配布する原原種の検定結果及び品種特性等の技術情報について、ホームページや配布先調査等を通じて種苗生産者等にきめ細やかな情報提供を行う。また、要望に応じて職員を技術講習会等に派遣し、技術指導を行う。</p>	<p>S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>種苗管理センターのホームページに以下の事項を引き続き掲載し、必要に応じ内容を更新した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>新品種紹介パンフレット</li> <li>ばれいしょ品種の形態及びウイルスの病徴</li> <li>種ばれいしょの検定結果</li> <li>シストセンチュウ検診結果</li> <li>PMTV土壌調査結果</li> </ul> </li> <li>配布先調査や各地で開催された講習会等において、原原種生産における病害検定技術等について指導を行った。また、農林水産省及び種苗管理センター主催でジャガイモシストセンチュウ抵抗品種の普及のためのイベント「ポテト・アクションinとかち」を開催したほか、ばれいしょ及びさとうきびの種子生産に係る地域の各種協議会等に参加し、健全無病な原原種の生産・配布を中心とした種苗管理センター業務のPRに努めた。</li> <li>25春植用さとうきびについて、種苗の不足を補うため、沖縄県が行う製糖用さとうきびの春植用種苗としての転用に際し、無病性の確保に向けた技術指導に協力するとともに、生産者に対し病害虫まん延防止対策の徹底を促すパンフレットを作成配布した。</li> </ul>	
<p>【中期計画】</p> <p>(5) センターが行った調査研究結果について、関連する専門誌や一般誌等への掲載を行うとともに、学会、ホームページ等を通じて情報提供を行う。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(5) センターが行った調査研究結果について、関連する専門誌や一般誌等への掲載を行うとともに、学会、ホームページ等を通じて情報提供を行う。</p>	<p>◇調査研究成果の情報提供 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【業務報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調査研究成果を学会誌「Journal of Electrophoresis」に掲載したほか、T U A - F F T C 合同シンポジウム（東京農業大学及びアジア太平洋食料肥料技術センター主催）で発表した。（表2-5-1参照）</li> <li>HP上の「品種識別の窓」の更新とデータの追加を行った。</li> <li>24年度調査研究実績報告を作成し、そのうち重点調査研究課題の成果についてホームページに概要を掲載した。</li> </ul>	A
<p>【中期計画】</p> <p>(6) プロジェクト協力等へ積極的に参画するとともに、外国から専門家派遣要請があった場合、要請の内容に即した適切な職員を当該国へ派遣する。また、農林水産省及び独立行政法人国際協力機構と協力しながら海外研修員の受入れ及び研修を実施する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(6) プロジェクト協力等へ積極的に参画するとともに、外国から専門家派遣要請があった場合、要請の内容に即した適切な職員を当該国へ派遣する。また、JICA 集団研修「国際的に調和された植物品種保護制度」コース等への協力を行う。</p>	<p>◇外国からの専門家派遣要請に基づく職員の派遣等 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>JICAからの要請に基づき、各プロジェクトの専門家等として延べ3名の職員を派遣した。また、台湾・中興大学からの要請により職員を派遣し、共同研究の打合せを行った。（表2-5-2及び3参照）</li> </ul> <p>◇海外研修員の受入れ及び研修の実施 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>JICAからの要請に基づき、国別研修や集団研修を実施し、延べ38名の研修員を受け入れた。その他、要請に基づき視察等に51名を受け入れた。（表2-5-4及び5参照）</li> </ul>	A

注：1 本シートは中項目を評価単位として作成する。  
2 適宜補足資料を添付する。

評価項目	達成状況	評価
<p>第2-6 農作物に関する技術上の試験及び研究の素材となる植物の保存及び増殖</p>	<p>○遺伝資源業務の質の向上 指標＝各小項目の評価点数の合計</p> <p>各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価：2点、A評価：1点、B評価：0点、C評価：-1点、D評価：-2点</p> <p>A：4点以上 B：0～3点 C：0点未満</p> <p>小項目数：5（うち、評価対象外1小項目） 評価Sの小項目数：0×2＝0点 評価Aの小項目数：1×1＝1点 評価Bの小項目数：2×0＝0点 評価Cの小項目数：1×-1＝-1点 評価Dの小項目数：0×-2＝0点 合計：0点</p>	<p>B</p>
<p>【中期計画】 (1) ジーンバンク事業の的確な実施 ア 独立行政法人農業生物資源研究所が実施するジーンバンク事業の計画に沿って、植物遺伝資源の保存・増殖、特性評価、保存種子の発芽率の調査、遺伝資源の保存に関する調査等を行う。その実施に当たっては、気象災害等による保存植物の滅失を防ぐため、重要度の高い植物については、ほ場における保存に加え、施設内においても保存するなど、保存体制の強化を図る。 【年度計画】 (1) ジーンバンク事業の的確な実施 ア 独立行政法人農業生物資源研究所が実施するジーンバンク事業の計画に沿って、植物遺伝資源の保存・増殖、特性評価、遺伝資源の保存に関する調査等を行う。その実施に当たっては、重要度の高い植物について、ほ場における保存に加え、施設内においても保存するなど、二重保存を行う。</p>	<p>◇植物遺伝資源の保存・増殖、特性評価等の実施 S：適正に行われており、かつ、特に優れた成果が得られた A：適正に行われている B：概ね適正に行われている C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・平成24年度農業生物資源ジーンバンク事業計画に基づき、植物遺伝資源の栄養体8種295点の受入れを行い、植物遺伝資源の保存11,138点（対計画比96.9%）、種子増殖636点（同99.1%）、特性調査点14,355点（同96.5%）、小麦播種調査3,000点（同100.0%）を実施した。また、植物遺伝資源を11件71点配布した。 （表2-6-1参照）</p> <p>【特記事項】 ・保存点数が計画点数より3.1%下回ったのは、鹿児島農場において、かんしょを中心として、植物遺伝資源の滅失したことが大きな要因である。再導入不可の69系統を除いた系統はセンターバンク及びキュレータの支援・助言を得て試験的栽培結果に基づき、再導入を順次実施することとしている。</p> <p>◇重要度の高い植物の保存体制の強化 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・種苗管理センターでは自主的に栽培管理の難しい植物、滅失のおそれのある植物、他のサブバンク等で保存していない植物を「重要度の高い植物」として特別な管理に努めており、13種1,342点について農場内で二重保存を実施した。昨年に比べて1種281点増加させたが、上記のとおり鹿児島農場において滅失が生じた。</p> <p>【特記事項】 ・鹿児島農場の滅失については、担当者の技術力不足、場内及びキュレーターとの連携不足とともに、①かんしょについては試験研究機関においても栽培管理の難しい地下部にいもを着生しない不結蒴系統を取り扱っていたこと、②これらについては「重要度の高い植物」として、二重保存に努めてきたところであるが、保存場所の制限もあり、全てのものが二重保存されていなかったことによるものと考えられる。今回の滅失を踏まえ、要因の分析を徹底して行い、キュレータ等との連携による遺伝資源担当職員の資質、技術力の向上、品質マニュアルの作成等による植物遺伝資源の保存・増殖管理体制の強化を図ることとした。</p>	<p>B</p> <p>C</p>
<p>【中期計画】 イ 遺伝資源保存業務担当者による遺伝資源保存業務実施上の問題点の早期解決のための検討を行うとともに、専門技術研修等の実施、センターバンク等の専門家等からの意見の聴取及び栽培・特性調査マニュアル</p>	<p>◇遺伝資源保存業務担当者の業務運営能力の向上 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p>	<p>B</p>

<p>の作成により、遺伝資源保存業務担当者の業務運営能力の向上を図る。</p> <p>【年度計画】 イ 遺伝資源担当者会議を開催し、遺伝資源保存業務遂行上の問題点の早期解決のための検討を行う。また、研修計画に基づき専門技術研修を実施するとともに、専門家等から意見を聴取し、2種類の栽培・特性調査マニュアルを作成する。</p>	<p>【事業報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遺伝資源担当者会議を開催し、ほ場及び施設の保存能力等を踏まえた今後の保存体制、マニュアル作成計画等について検討を行うとともに、研修計画に基づき、専門技術研修（データベース、保存方法等）を実施した。</li> <li>・デンドロビウムの栽培・特性調査マニュアルを作成した。作成に当たり、アドバイザーを招へいして現地検討会を開催し、栽培及び特性調査方法について技術向上を図った。えん麦の栽培・特性調査マニュアルについては、特性調査の方法、基準について、センターバンク等と相談しながら作成を進めたが、年度内に完成することはできなかった。</li> </ul> <p>【特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・えん麦の栽培・特性調査マニュアルについては、センターバンクの植物遺伝資源特性調査マニュアルに沿って作成を進めていたところであるが、特性調査の方法、基準について現況に即した見直しが必要となったことから、センターバンク及びアドバイザーからの助言・指導を受けたため時間を要した。</li> </ul>	
<p>【中期計画】 ウ 独立行政法人農業生物資源研究所からの委託に基づき、海外から導入するばれいしよについて、ウイルス病等の無毒化事業を実施する。</p> <p>【年度計画】 ウ 独立行政法人農業生物資源研究所からの委託に基づき、海外から導入するばれいしよについて、ウイルス病等の無毒化事業を実施する。</p>	<p>◇委託に基づく海外から導入するばれいしよの無毒化事業の実施</p> <p>S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託はなかった。</li> </ul>	—
<p>【中期計画】 (2) 生物多様性条約第10回締約国会議に関連する取組 生物多様性条約第10回締約国会議において議決された名古屋議定書の円滑な推進に向け、センターが有する遺伝資源植物の保存・増殖技術や、品種特性分析手法について、その活用を図ることとし、農林水産省からの要請に基づき、遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する会議等に職員を派遣する。</p> <p>【年度計画】 (2) 生物多様性条約第10回締約国会議に関連する取組 農林水産省からの要請に基づき、遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する会議等に職員を派遣する。 また、農林水産省公募事業「海外植物遺伝資源アクセス円滑化事業」に積極的に参画、協力する。</p>	<p>◇農林水産省からの要請に基づく遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する会議等への職員の派遣</p> <p>S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産省からの要請に基づき、名古屋議定書第2回政府間委員会（7月2日～6日、インド）と生物多様性条約第11回締約国会議（10月8日～19日、インド）に職員を派遣した。</li> <li>・また、農林水産省公募事業に応募するとともに、当該事業の検討委員会のメンバーとして事業の推進に参画、協力した。</li> </ul>	A

注：1 本シートは中項目を評価単位として作成する。  
2 適宜補足資料を添付する。



評価単位ごとの評価シート

(○中項目)

評価項目	達成状況	評価
<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>第3-1 経費（業務経費及び一般管理費） 節減に係る取組</p> <p>【中期計画】 1 予算 平成23年度～平成27年度予算 （略） 2 収支計画 平成23年度～平成27年度収支 計画 （略） 3 資金計画 平成23年度～平成27年度資金 計画 （略）</p> <p>【年度計画】 1 予算 平成24年度予算 （略） 2 収支計画 平成24年度収支計画 （略） 3 資金計画 平成24年度資金計画 （略）</p>	<p>○経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組 S：取組は十分であり、かつ、特に優れた成果が認められた A：取組は十分であった B：取組はやや不十分であった C：取組は不十分であった D：取組は不十分であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった ※本指標の評価に当たっては中期計画に定める「(4) 効率化による経費の削減」 の評価結果に十分配慮するものとする。</p> <p>【事業報告】 支出の節減に当たり、次の事項に積極的に取り組んだ。 ・契約について、競争入札を原則として競争性を高めるとともに、本所に対応可能な契約は、全て本所で実施することにより効率化を図った。 また、前年度に引き続き農業資材等については、使用時期及び納入場所を勘案し、全国分を本所で取りまとめ、計画的な契約を行った。 ・水道光熱費及び通信運搬費について、継続した節減目標を立て、全農場へ情報提供を行い、節減意識を高めて効率化を図るとともに、宿泊パックの原則利用による出張旅費の節減に努めた。 ・施設整備費補助金による工事2件及び運営費交付金で施工した改修工事3件について、全て自主施工とした。 ・各農場の遊休機械の機能等を調査し、他の農場に管理換することにより有効利用を図った。 （表3-1～4 参照）</p>	<p>A</p>

注：1 本シートは中項目を評価単位として作成する。  
2 適宜補足資料を添付する。

評価単位ごとの評価シート

(○中項目)

評価項目	達成状況	評価
<p>第3-2 法人運営における資金の配分状況</p> <p>【中期計画】 1 予算 平成23年度～平成27年度予算 (略) 2 収支計画 平成23年度～平成27年度収支計画 (略) 3 資金計画 平成23年度～平成27年度資金計画 (略)</p> <p>【年度計画】 1 予算 平成24年度予算 (略) 2 収支計画 平成24年度収支計画 (略) 3 資金計画 平成24年度資金計画 (略)</p>	<p>○法人運営における資金の配分状況 (人件費、業務経費、一般管理費等法人全体の資金配分方針及び実績、関連する業務の状況、予算決定方式等) S：効果的な資金の配分は十分であり、かつ、優れた成果が得られた A：効果的な資金の配分は十分であった B：効果的な資金の配分はやや不十分であった C：効果的な資金の配分は不十分であった D：効果的な資金の配分は不十分あり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・事業費の配分については、合理性、効率性の観点から予算配分の考え方を作成し、これに基づき各業務の事業量をベースに各農場等の業務の実施状況等も勘案した上で、実行予算の計画を作成した。 また、機械・器具の整備に必要な経費については、本所において各農場の業務の実施状況等を点検・精査し配分した。</p>	<p>A</p>

注：1 本シートは中項目を評価単位として作成する。  
2 適宜補足資料を添付する。

評価単位ごとの評価シート

(◎大項目)

評価項目	達成状況	評価
<p>第4 短期借入金の限度額 4億円 (想定される理由) 運営費交付金の受入れの遅延 又は自己都合退職等による退 職手当の不足。</p>	<p>◎短期借入金の借入に至った理由等 S：借入に至った理由等は適切であり、かつ、特に優れた成果が得られた A：借入に至った理由等は適切であった B：借入に至った理由等はやや不適切であった C：借入に至った理由等是不適切であった D：借入に至った理由等是不適切であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営 にあった (借入がなかった場合は本項目の評価は行わない)</p> <p>【事業報告】 ・短期借入金を借り入れる事態は生じなかった。</p>	<p>—</p>

- 注：1 本シートは大項目を評価単位として作成する。  
2 適宜補足資料を添付する。

評価単位ごとの評価シート

(◎大項目)

評価項目	達成状況	評価
<p>第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画</p> <p>【中期計画】 ばれいしよ生産業務を廃止したことに伴う八岳農場における不要施設は国への返納を含め検討する。</p> <p>【年度計画】 ばれいしよ生産業務を廃止したことに伴う八岳農場における不要施設は国への返納を含め検討する。</p>	<p>◎不要財産の処分等に関する計画 指標＝八岳農場における不要施設の譲渡又は処分状況等を踏まえた売却並びに業務に必要な施設、機械等の整備 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題あり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・ばれいしよ生産業務を廃止したことに伴う八岳農場の不要施設の処分については、不要資産となる建物・設備の設置場所が借地であり、借地の土地賃貸借契約を解約する場合には、現状回復（更地）することとなっている。 このため、23年度における処分方法の比較検討開始に続けて、処分手続の具体的な手順等について農林水産省に確認しつつ、国有財産における同様な売却事例についても検討を行ったが、借地保有者に対して不要財産の売却価格及び売却条件を具体的かつ適切に提案するまでには至らなかった。よって、引き続き25年度において具体的に検討することとした。 (第1-5-(4)参照)</p>	<p>A</p>

注：1 本シートは大項目を評価単位として作成する。  
2 適宜補足資料を添付する。

評価単位ごとの評価シート

(◎大項目)

評価項目	達成状況	評価
<p>第6 第5に係る財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>【中期計画】 金谷農場牧之原分室（静岡県牧之原市、13,470.65㎡）を売却する。なお、センター業務を引き続き円滑に実施するため、売却収入により業務に必要な施設、機械等を整備する。</p> <p>【年度計画】 金谷農場牧之原分室（静岡県牧之原市、13,470.65㎡）の適正価格での売却に向け、公道に接する用地を保有する財務省等との調整を進める。</p>	<p>◎重要な財産の譲渡等の計画 指標＝金谷農場牧之原分室跡地の譲渡又は処分状況等を踏まえた売却並びに業務に必要な施設、機械等の整備</p> <p>S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題あり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・金谷農場牧之原分室跡地については、23年度における検討の経緯を踏まえて静岡財務事務所の担当者と事務打合せを行ったところ、財務省内部では静岡財務事務所所有地の処分案件は優先順位が低いことから予算確保のめどが立たず、近年中に足並みを揃えて一体的な売却を行うことは困難であるとの見解が示された。また、公道に接する牧之原市の所有地についても防災上の使用制限があることが判明したことから当該土地の活用を前提とした一体的な売却計画は困難となった。このため、種苗管理センター単独での売却に向けて当該跡地の鑑定評価（時点修正）を行い、年度内において一般競争入札を行うこととして準備を進めていたが、公告の直前に牧之原市から取得要望の申し出があったことから入札を留保することとした。 よって、今後の売却に際し公平性・公正性を確保するため、25年度において静岡県ほか公共団体に対し取得要望調査を行った上で売却の手続を進めることとした。</p>	<p>A</p>

注：1 本シートは大項目を評価単位として作成する。  
2 適宜補足資料を添付する。

評価単位ごとの評価シート

(◎大項目)

評価項目	達成状況	評価
<p>第7 剰余金の使途</p> <p>【中期計画】 業務の高度化・効率化に必要な栽培試験用温室、ばれいしょ増殖温室等の施設、ばれいしょ収穫機、選別機等の機械の更新等のための経費に充当する。</p> <p>【年度計画】 業務の高度化・効率化に必要な栽培試験用温室、ばれいしょ増殖温室等の施設、ばれいしょ収穫機、選別機等の機械の更新等のための経費に充当する。</p>	<p>◎剰余金の使途 S：得られた成果は充分であり、かつ、特に優れた成果が得られた A：得られた成果は充分であった B：得られた成果はやや不十分であった C：得られた成果は不十分であった D：得られた成果は不十分であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった (中期計画に定めた剰余金の使途に当てた年度のみ評価を行う)</p> <p>【事業報告】 ・目的積立金の該当なし。</p>	<p>—</p>

- 注：1 本シートは大項目を評価単位として作成する。  
2 適宜補足資料を添付する。

評価単位ごとの評価シート

(○中項目)

評価項目	達成状況	評価
<p>第8 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>第8-1 施設及び整備に関する計画</p> <p>【中期計画】</p> <p>1 施設及び整備に関する計画 業務の適切かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備・改修等を計画的に行う。(表略)</p> <p>【年度計画】</p> <p>1 業務の適切かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備・改修等を計画的に行う。</p> <p>2 4年度計画 (施設整備費補助金)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合種苗保管・検査棟新築(本所)</li> <li>・台風被害防止に向けた防風林等の整備(沖縄)</li> </ul>	<p>○施設及び設備に関する計画(中期計画に定められている施設及び設備についての当該事業年度における改修・整備前後の業務運営の改善の成果)</p> <p>S:改善の成果は十分であり、かつ、特に優れた成果が得られた</p> <p>A:改善の成果は十分であった</p> <p>B:改善の成果はやや不十分であった</p> <p>C:改善の成果は不十分であった</p> <p>D:改善の成果は不十分であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設整備費補助金による本所の総合種苗保管・検査棟新築等工事については、設計業務の完了時期との関係もあり、本体工事の入札の際には折からの東日本大震災復興工事需要及び各地の耐震対策工事需要の影響により、入札参加業者が限られ、更に工事費に係る相場の上昇も重なったため不落札となった。このため、予算の繰越承認を経た上で工期を延長(25年9月末)することとし、仕様も一部見直し改めて入札を行ったところ落札したので、契約を締結し着工した。</li> <li>・補正予算で措置された台風被害防止に向けた施設整備事業についても、予算の成立が2月26日となったことから、直ちに繰越承認を経た上で年度内に公告を行い、25年度において入札を実施することとした。</li> <li>・いずれの工事についても、25年度において予定の期限までに竣工させ、業務の一層の効率化等を図ることとした。</li> </ul>	<p>A</p>

注: 1 本シートは中項目を評価単位として作成する。  
2 適宜補足資料を添付する。

評価単位ごとの評価シート

(○中項目、◇小項目)

評価項目	達成状況	評価
<p>第8-2 職員の人事に関する計画</p>	<p>○職員の人事に関する計画 指標＝各中項目の評価点数の合計</p> <p>各中項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価：2点、A評価：1点、B評価：0点、C評価：-1点、D評価：-2点</p> <p>A：2点以上 B：0～1点 C：0点未満</p> <p>小項目数：3 評価Sの小項目数：0×2＝0点 評価Aの小項目数：3×1＝3点 評価Bの小項目数：0×0＝0点 評価Cの小項目数：0×-1＝0点 評価Dの小項目数：0×-2＝0点 合計：3点</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 (1)方針 ア 既存業務の効率化を推進することによる人員の適正な配置を進める。 イ 栽培試験対象植物の拡大、種苗検査項目の拡大等、新たな課題への対応に必要な人員を確保する。 【年度計画】 (1)方針 ア 既存業務の効率化を推進することによる人員の適正な配置を進める。 イ 栽培試験対象植物の拡大、種苗検査項目の拡大等、新たな課題への対応に必要な人員を確保する。 また、独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）において、家畜改良センターと統合し成果目標達成法人とすることとされたことを踏まえ、今後講じられる実施に必要な措置に基づき所要の検討を行う。</p>	<p>◇職員の人事に関する方針 指標＝人員の適正配置、必要な人員の確保状況 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・管理部門について、本所と農場の事務分担の見直しめ効率化を一層推進するため、西日本農場の管理課長、北海道中央農場の総務係主任、胆振農場の会計係長及び上北農場の会計係長を廃止する一方、新たな人事評価制度及び諸手当認定事務の本所一元化に対応するため、本所の総務課に人事専門役を新設した。なお、管理部門では2名を削減した。 ・業務部門については要員の合理化に努める一方、本所の種苗検査課において輸出種子等の放射能濃度の測定業務の人員を確保するとともに、ばれいしょ原産種生産について十勝農場におけるミニチューバー生産を北海道中央農場に集約化するため北海道中央農場の人員を強化した。これに伴い十勝農場の生産指導監を廃止し、調査役を新設した。また、種苗管理センターが有する遺伝資源植物の利用により生じる利益の公正かつ公平な配分や持続可能な利用を促進するため、兼務を活用して本所の種苗生産課に遺伝資源アクセスチームを新たに編成した。なお、業務部門では4名を削減した。</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 (2)人員に関する指標 期末の常勤職員数は、期初職員相当数を上回らないものとする。 (参考) 期初の常勤職員数 302人 【年度計画】 (2)平成24年度の常勤職員数は、中期目標期間の期初職員相当数を上回らないものとする。</p>	<p>◇人件費及び人員に関する指標 指標＝24年度の人件費及び年度末の常勤職員数 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。）について前年度までの国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について、国家公務員と同様の見直しを行うとともに管理部門及び業務部門の要員の合理化を行った。 ・人員については期末の常勤職員数は期初の300人に対して294人（2.0%減）と6名削減した。</p>	<p>A</p>
<p>【中期計画】 (3)人材の確保・養成 ア 職員の採用については、センター業務を遂行する上で必要となる技術等に対応した試験区分の国家公務員採用試験合格者を中心として行う。 イ 種苗行政との連携並びに業務の高度化及び専門化に対応するため、行政部局、他の独立行政法人等との人事交流を計画的に実施する。 ウ 職員の技術水準及び事務処理能力の向上等を図るための研修等の受講、必要な資格の取得等を計画的に</p>	<p>◇人材の確保・養成状況 指標＝職員の任用、研修への職員の参加、国の機関等との人事交流の実施状況 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <p>【事業報告】 ・種苗管理センターの業務を遂行する上で必要となる技術等に対応した試験区分の国家公務員採用試験合格者から6名を採用した。 ・種苗行政との連携並びに業務の高度化及び専門化に対応するため、農林水産省及び農林水産省の出先機関、試験研究機関等他の独立行政法人との間で転入22</p>	<p>A</p>



進め、人材の育成を図る。  
エ センター業務の効率化やサービスの向上、業務の円滑な実施等に多大な貢献を行った職員に対しその功績を表彰する。

【年度計画】

(3) 人材の確保・養成

ア 職員の採用については、センター業務を遂行する上で必要となる技術等に対応した試験区分の国家公務員採用試験合格者を中心として行う。

イ 種苗行政との連携並びに業務の高度化及び専門化に対応するため、行政部局、他の独立行政法人等との人事交流を計画的に実施する。

ウ 職員の技術水準及び事務処理能力の向上等を図るための研修等の受講、必要な資格の取得等を計画的に進め、人材の育成を図る。

エ センター業務の効率化やサービスの向上、業務の円滑な実施等に多大な貢献を行った職員に対しその功績を表彰する。

名、転出21名の人事交流を行った。

- ・「種苗管理センター職員研修規程」に基づき24年度研修計画を作成し、センター内部の研修のほか、人事院地方事務局等の外部機関の研修を活用し計画的に研修を実施した。
- ・「業務改善努力に対する賞状の授与の実施について」に基づき、社会的評価を高めた事例及び業務の推進に有益な考案を行った事例について、検討を行ったが表彰までには至らなかった。

- 注： 1 本シートは中項目を評価単位として作成する。  
2 適宜補足資料を添付する。

評価シート付表一覧

表 1-1-1 UPOVが開催する会議への職員の派遣実績

組織名	国際会議名	派遣人数	開催地	開催時期
UPOV	TWA（農作物技術作業部会）	1	フランス	5月20～25日
	TWV（野菜技術作業部会）	1	オランダ	6月10～15日
	TWO（観賞植物及び林木技術作業部会）	1	韓国	8月5～10日
計		3		

表 1-1-2 栽培試験終了後の平均報告日数

	平成23年度	24年度
平均報告日数	88日	86日

注：平均報告日数は、当該年度に試験が終了したものについての試験終了から農林水産省への報告までの平均日数である。

表 1-1-3 品種情報データベース入力実績

	平成23年度	24年度	累計
品種情報（品種数）	3,109	2,500	54,496
保存品種情報（品種数）	1,230	343	15,421
栽培試験情報（件数）	96	107	2,018
種苗の入手先情報（件数）	4,284	4,078	76,358
定型情報データ（品種数）	830	1,398	21,605
画像情報（品種数）	603	614	9,558

注1：品種情報とは、品種に関する基本データ（マスター情報）である。

注2：保存品種情報とは、栽培試験に使用した対照品種等の保存場所、使用状況等の情報である。

注3：栽培試験情報とは、栽培試験の実施方法等の情報である。

注4：種苗の入手先情報とは、種苗提供元の住所、氏名、連絡先である。

注5：定型情報データとは、栽培試験を行った品種の特性データである。

注6：画像情報とは、種苗の写真を入力した品種のデータである。

表 1-1-4 栽培試験委託の公募案件数

	公募 案件数	植 物 種 類	品種数	委託数	委 託 先	
平成 23年度	6	コスモス属	2	0	応募なし	
		ストック種	3	0	応募なし	
		ストック種	2	0	応募なし	
		にちにちそう（旧ビンカ）種	2	2	福岡県農業総合試験場	
		稲種	8	2	福岡県農業総合試験場	
		おうごんかずら種	1	0	応募なし	
該当なし		(えぞぎく種)	—	—		
		(ひやくにちそう種)	—	—		
		計	18	4		
24年度	7	アルストロメリア属	11	0	応募なし	
		えぞぎく種	2	0	応募なし	
		けいとう属	1	0	応募なし	
		コリウス属	1	0	応募なし	
		ストック種	3	0	応募なし	
		にちにちそう（旧ビンカ）属	7	7	福岡県農業総合試験場	
		ペンステモン属	1	0	応募なし	
		該当なし		(稲種)	—	—
			(ひやくにちそう種)	—	—	
			(コスモス属)	—	—	
		(おうごんかずら種)	—	—		
		計	26	7		

表 1-1-5 品種保護Gメンの配置

	平成23年度	24年度
本所	7 (3)	7 (4)
北海道中央	2 (2)	2 (2)
上北	2 (2)	2 (2)
八岳	2 (2)	2 (2)
西日本	3 (2)	3 (2)
雲仙	2 (2)	2 (2)
沖縄	2 (2)	2 (2)
合計	7農場20 (15) 名	7農場20 (16) 名

注：カッコ内の数値は併任で内数である。

表 1-3-1 種苗生産業務に要した経費及び単位当たり業務コスト

作物名	業務経費（千円）			単位当たり業務コスト（円）		
		人件費	物件費		人件費	物件費
ばれいしょ	878,196 (96.5)	643,264 (94.6)	234,932 (102.4)	12,092 (97.3)	9,121 (95.5)	2,971 (103.2)
さとうきび	157,145 (102.5)	103,842 (96.8)	53,302 (115.5)	65,967 (103.6)	45,287 (99.4)	20,680 (114.0)

注1：業務経費には、原原種生産に係る直接的経費のほか、①原原種に至るまでの無病化から培養系母本、基本ほまでの増殖、②各段階での無病性を確保するための厳格な品質管理、③隔離ほ場における病害虫進入防止や輪作ほ場の維持などの種苗生産業務に要した全ての経費を含む。

注2：単位あたり業務コストは、業務経費から副産物収入及び保険料収入を差し引いて生産計画数量で除したものである。

注3：業務経費及び単位当たり業務コストのカッコ内の数値は、対前年度比（%）である。

表 1-3-2 余剰原原種及び規格外品の販売実績等

区分	平成21年度			22年度			23年度			24年度			
	数量	%	売上額	数量	%	売上額	数量	%	売上額	数量	%	売上額	
発生量	余剰	3,994	8.9	—	4,556	11.0	—	2,688	6.0	—	3,428	6.9	—
	規格外	40,758	91.1	—	36,949	89.0	—	41,904	94.0	—	46,249	93.1	—
	合計	44,752	100	—	41,505	100	—	44,592	100	—	49,677	100	—
販売量	原原種 (規格外のみ)	418	0.9	624	1,875	4.5	2,569	1,317	2.8	1,601	1,842	3.7	2,538
	一般種苗	5,845	13.1	5,864	17,109	41.2	18,960	8,442	17.7	10,633	8,836	17.8	10,310
	環境浄化用	5,077	11.3	5,631	2,393	5.8	2,554	3,036	6.4	3,623	3,383	6.8	3,325
	でん粉	27,271	60.9	4,231	12,472	30.3	2,682	26,735	56.0	4,712	26,232	52.8	3,452
	減耗・廃棄	6,141	13.7	—	7,656	18.5	—	8,199	17.2	—	9,384	18.9	—
合計	44,752	100	16,350	41,505	100	26,765	47,729	100	20,569	49,677	100	19,626	

注 1：環境浄化用は病害の発生リスクを低減させるため、原原種生産農場の周辺農家に配布しているものである。

注 2：減耗・廃棄量は発生量から販売量を差し引いて算出したものである。

注 3：数量の単位は袋（20kg）であり、売上額の単位は千円である。

注 4：ラウンドのため、合計と内訳が一致しない場合がある。

表 1-5-1 経費削減及び効率化目標との関係

(単位：百万円)

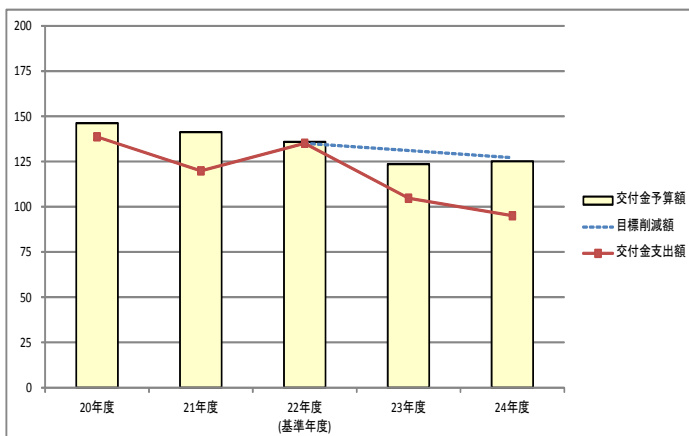
区分	平成20年度		平成21年度		平成22年度 (基準年度)		平成23年度		平成24年度		
	金額	対前年度比	金額	対前年度比	金額	対前年度比	金額	対前年度比	金額	対前年度比	
一般管理費	予算額	346	97.2%	337	97.4%	327	97.0%	308	94.3%	298	96.6%
	決算額	139	100.0%	120	86.4%	135	112.7%	105	77.5%	95	90.7%
業務経費	予算額	293	99.2%	291	99.4%	288	99.0%	280	97.3%	276	98.6%
	決算額	353	99.9%	344	97.4%	345	100.3%	315	91.3%	322	102.1%

注 1：予算の区分に従い作成した決算報告書によるものであり、人件費は含まない。

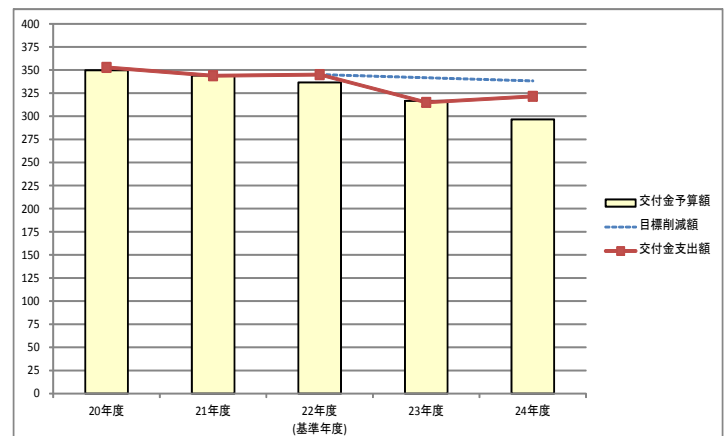
また、自己収入に係る経費は除いてある。

注 2：対前年度比欄のカッコ内の数値は、基準年度からの年平均削減率である。

注 3：平成23年度・24年度の予算額及び決算額は、23年度補正予算を除いてある。



一般管理費



業務経費

表 1-5-2 随意契約見直し計画と対応状況

(単位：件、億円)

	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		比較増△減		22年5月 見直し計画	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(74.6%) 47	(87.1%) 4.29	(78.3%) 54	(88.6%) 4.13	(83.6%) 46	(95.3%) 4.64	(76.9%) 30	(76.7%) 1.30	(79.5%) 31	(95.2%) 3.58	(△34.0%) △16	(△16.5%) △0.71	(87.3%) 55	(94.6%) 4.66
企画競争・公募	(1.6%) 1	(1.6%) 0.08	(1.4%) 1	(1.7%) 0.08	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0	(△100%) △1	(△100%) △0.08	(1.6%) 1	(1.6%) 0.08
競争性のある契約 (小計)	(76.2%) 48	(88.7%) 4.37	(79.7%) 55	(90.3%) 4.21	(83.6%) 46	(95.3%) 4.64	(76.9%) 30	(76.7%) 1.30	(79.5%) 31	(95.2%) 3.58	(△35.4%) △17	(△18.0%) △0.78	(88.9%) 56	(96.2%) 4.74
競争性のない随意契約	(23.8%) 15	(11.3%) 0.56	(20.3%) 14	(9.7%) 0.45	(16.4%) 9	(4.7%) 0.24	(23.1%) 9	(23.3%) 0.39	(20.5%) 8	(4.8%) 0.18	(△46.7%) △7	(△67.4%) △0.37	(11.1%) 7	(3.8%) 0.19
合計	(100%) 63	(100%) 4.92	(100%) 69	(100%) 4.66	(100%) 55	(100%) 4.87	(100%) 39	(100%) 1.69	(100%) 39	(100%) 3.77	(△38.1%) △24	(△23.5%) △1.16	(100%) 63	(100%) 4.92

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減欄は、平成24年度の対見直し計画年度(20年度)増△減及び伸率である。

表 1-5-3 一者応札一者応募の主な要因

	契約件名	主な要因
一般競争入札	北海道4場用農薬購入契約	品目が多く、全部を取扱える業者が限られたため
	胆振農場ピートモス購入契約	産地が限られる等、納入条件が厳しかったため
	種苗管理センター本所ゲル撮影システムリース契約	仕様に合致した機器を期限内に納品できる業者が限られたため
	北海道中央農場、後志分場、胆振、十勝農場電気供給契約	提供可能な業者が限られたため
	西日本農場電気供給契約	提供可能な業者が限られたため
	雲仙農場電気供給契約	提供可能な業者が限られたため

表2-1-1 栽培試験実施計画作成点数

単位：点数

	平成23年度	24年度
農林水産省からの通知点数（A）	892	896
栽培試験実施計画作成点数（B）	892	896
B/A×100（%）	100	100

注：委託契約で実施する点数を含む。

特殊検定は、1形質を1点でカウントした。

表2-1-2 栽培試験実施結果

単位：点数

	平成23年度	24年度
出願点数	1,117	1,162
資料調査点数	47	未定
栽培試験及び現地調査点数	1070	未定
栽培試験実施計画作成点数	874	896
次年度以降実施予定点数	667	729
裁試験実施点数	678	741
（うち委託試験）	12(5県7機関、2法人)	17(5県5機関、1法人)
当該年度計画実施予定点数	207	167
前年度計画実施予定点数	540	618
種苗未提出等による取り止め	69	44
裁試験実施目標点数	648	717
目値達成率	105%	103%

注：栽培試験実施目標点数＝（23年度出願点数－資料調査点数）×0.67

表2-1-3 新たに栽培試験の対象とした植物の種類

	平成23年度	24年度
植物種類名	アゲラタム属	ウシノケグサ種
	エキナケア属	エゾノキリンソウ種
	エリカ属	エボルブルス属
	オリガヌム属	オオシマコバンノキ属
	カラジウム属	クロウエア属
	キンバラリア ムラリス種	コンウォルウルス属
	スコパリア属	さといも属
	すすき属	シャスターデージー種
	のこぎりそう属	セダム属
	ハイビスカス属	チガヤ種
	はとむぎ種	つるれいし種
	ピティロディア テルミナリス種	ディオニシア アレティオイデス種
	ブラキスコメ属	ディギタリス ドゥビア種
	ペピーノ種	てんにんぎく属
	メカルドニア属	ヒメツルソバ種
	ローズマリー種	フサフジウツギ種
	ローダンセマム属	ブルネラ属
	われもこう種	ヘデラ属
	マルコミア属	
	ヤブコウジ種	
	ラナンキュラス属	
	リプサリドプシス属	
	レプトスペルムム属	
	ロードヒポクシス種	
	ロブラリア属	
計	18種類	25種類

表2-1-4 栽培・特性調査マニュアルの作成状況

経過	平成23年度		24年度	
	植物の種類	計	植物の種類	計
作成完了	アスター(旧しおん) (改正) アフリカほうせんか アンゲロニア おうごんかずら カランコエ ブロスフェルディアナ けいとう すべりひゆ にちにちそう(旧ビンカ) バーベナ ペラルゴニウム グランディフロラム	10	アンスリウム カンパニュラ きく (改正) ケアノツス ゼラニウム/つたばゼラニウム ネメシア ペチュニア (改正) レタス ダリア ノコギリソウ ランタナ	11
作成継続	アンスリウム エラチオールベゴニア カンパニュラ きく (改正) 球根ベゴニア ケアノツス シュルンベルゲラ ゼラニウム/つたばゼラニウム トルコぎきょう ネメシア ばら (改正) ペチュニア (改正) リモニウム (改正) レタス	14	エラチオールベゴニア 球根ベゴニア シュルンベルゲラ トルコぎきょう ばら (改正) リモニウム (改正) アルストロメリア じゃのひげ ステラ	9

注：「カランコエ ブロスフェルディアナ」は農林水産植物の区分名の変更に伴い、旧名「カランコエ」から修正した。

表2-1-5 対照品種保管点数の実施状況

	新規収集		廃棄		累計	
	種類数	点数	種類数	点数	種類数	点数
合計	72 (81)	564 (577)	33 (51)	238 (264)	169 (166)	5,965 (5,639)
種子	56 (46)	374 (333)	22 (21)	62 (39)	132 (129)	4,272 (3,960)
種菌	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	115 (115)
栄養体種苗	17 (38)	190 (244)	11 (31)	176 (225)	49 (51)	1,578 (1,564)

注1：累計種類数は、新しい種類のみをカウントするため、前年度の累計種類数に当該年度の収集種類数を足した数にはならない。

注2：累計点数（期末の保存点数）は、前年度累計点数から廃棄点数を引いた点数に当該年度の収集点数を足した数である。

注3：カッコ内の数値は、平成23年度実績である。



表2-1-6 種類別審査基準案の作成状況

経過	平成23年度		24年度	
	植物の種類	計	植物の種類	計
報告済み	エレモフィラ属「エレモフィラ」 クニフォヒア属「クニフォヒア」 クモノスバンダイソウ属「クモノスバンダイソウ」 ケレウス ベルーウィアヌス属「ケレウス」 ニワナズナ属「ロブラリア」 ペペロミア オブツシフォリア種「ペペロミア」 ペペロミア属 (Peperomia pereskiiifolia (Jacq.) Kunth) 「ペペロミア」 ペペロミア属 (Peperomia Ruiz Pav.) 「ペペロミア」 やぶこうじ(アルディシア ヤポニカ)「ヤブコウジ」 ヤブデマリ「オオデマリ」 ユーコムス属「エウコムス」	11	アメリカハナズオウ種「ハナズオウ属」 アメリカホドイモ「アメリカホドイモ種」 イベリス属「イベリス属」 オオシマカンスゲ「オオシマカンスゲ種」 オゾタムヌス デイオスマフォリウス種「オゾタムヌス デイオスマフォリウス種」 オランダガラシ種「オランダガラシ種」 クリシア ロセア種「クリシア ロセア種」 グロキシニア ネマトアントデス種×グロキシニア シルバティカ「シーマニア シルバティカ種及びシーマニア ネマトアントデス種」 こまくさ属「こまくさ」 ジャコウソウモドキ属「ジャコウソウモドキ属」 ジャスティシア属「ジャスティシア スケイドウェイレリ種」 メディニラ属「メディニラ属」 もくれん属「もくれん属スーランジアナ種」	13
検討継続	アラビドプシス属 イベリス属 オオシマカンスゲ こまくさ属 ワスレナグサ属	5	アラビドプシス属 トベラ属クロバトベラ種 ヘーベ属 ロフォミルツス属 ワスレナグサ属	5

※植物の種類は農林水産省より依頼された名称。「 」内は特性調査分類報告書名

表2-1-7 出願品種の種子及び種菌の保存実績

	新規保管		返却・廃棄		累計	
	種類数	品種数	種類数	品種数	種類数	品種数
種子	41 (51)	139 (170)	0 (0)	0 (0)	202 (197)	4,669 (4,530)
種菌	9 (5)	20 (8)	0 (0)	0 (0)	18 (18)	351 (331)

注1：累計種類数は、新しい種類のみをカウントするため、前年度の累計種類数に当該年度の収集種類数を足した数にはならない。

注2：累計点数（期末の保存点数）は、前年度累計点数から廃棄点数を引いた点数に当該年度の収集点数を足した数である。

注3：カッコ内の数値は、平成23年度実績である。

表2-1-8 栽培試験の継続が不可能となった品種の主な原因

植物種類	品種数	主な原因	対応
やまのいも属	1	用土の不適	再試験
オランダかいう属	1	畑地性品種の特性(開花にジベレリン処理が必要)	再試験
しゅんぎく種	2	低温障害	再試験
ヒメツルソバ種	1	審査基準の評価方法の再検討	再試験
アクティノツス ヘリアンシ種	3	提出種苗自体の品質不良と根腐れ	再試験
あじさい属	2	ウイルス病	再試験
エキナケア属	5	標準品種の種苗形態	再試験
エリカ属	1	開花に必要な生育量の不足	再試験
オステオスペルマム属	1	ウイルス病	再試験
きく種(叢生でない、摘らいしない)	1	計画策定ミス(試験区分(輪ぎく、スプレータイプ))	再試験
きく種(叢生でない、摘らいする)	1	苗冷蔵保存中の低温障害	再試験
クリサンセマム フルティキュローサ種×きく種	1	品種固有の高温障害	現地調査
	1	品種固有の柳芽発生	現地調査
シクラメン属	1	調査株数の不足(対照品種の入手株数不足、品種のばらつき、生育不良)	再試験
ゼラニウム類	1	対照品種の生育不良	再試験
	1	過湿による根腐れ	再試験
つばたゼラニウム種	1	過湿による根腐れ	再試験
デルヒニウム属	1	出願種子の未提出	再試験
にちにちそう種	1	苗立枯病	再試験
にんにく種	1	生育終期の急激な枯死	再試験
ねぎ種	1	低温による生育量不足、調査ミス	再試験
ネメシア属	6	品種特性(低温障害と用水の高pHに弱い)	再試験
ばら属	1	計画策定ミス(試験区分(庭園、庭園つる性))	再試験
ばら属	1	品種固有の高温障害	再試験
ペチュニア属	1	対照品種選定ミス	再試験
	1	菌核病	再試験
るりとうわた種	1	対照品種の品種特性(冬期の低増殖率)	再試験
いちご属	1	対照品種の入手遅延	再試験
オステオスペルマム属	1	原因特定のため病害診断の準備中	再試験
トマト種	1	ウイルス病	再試験
ロードデンドロン属	1	対照品種の生産者の誤認	再試験
かんしょ種	1	品種特性、伏せ込み作業遅延	現地調査
合計	45		

表 2-1-9 栽培試験担当者研修の実績

研修名	目的	期間	対象者	人数
初級専門技術研修	栽培試験を担当する職員の技術の向上を図るため、品種登録制度及びDUS判定等についての専門的知識・技術を付与する。	3日間 (11月20～22日)	栽培試験の業務経験が1年以上3年未満等の職員	4
審査基準作成専門技術研修	審査基準の作成に係る専門的知識を付与し、DUSテストに係る総合的能力の向上を図る。	10ヶ月 (6月～3月) うち集合研修は5日間 (9月24～28日) うち現地調査は2日間 程度	中堅職員	5
中級者専門技術研修	栽培試験業務に携わる中級職員に対し、栽培試験実施責任者としてのDUSテストに係る総合的能力を付与する。	4日間 (7月24～27日)	中堅職員	3

表 2-1-10 Q &amp; A (よく寄せられる質問) 掲載数

	追加項目数	追加した内容
第2期(平成18年～22年度)	29項目	侵害状況記録2、品種類似性試験3、仮保護1業としての解釈2、品種登録3、育種利用1自家増殖5、先育成3、従属品種2、育成者権7
23年度	4項目	仮保護1、品種登録1、自家増殖1、品種登録表示1
24年度	3項目	品種の利用2、権利消尽1
累 計	36項目	

表 2-1-11 依頼に基づく講演の実績

	平成23年度	24年度
講演場所	11回	18回
参加者数	306名	701名

表 2-1-12 相談件数

		平成23年度	24年度
育成者権の侵害に関する相談	食用作物	5	4
	工芸作物	2	1
	野菜	3	1
	果樹	5	1
	草花類	8	11
	鑑賞樹	2	4
	林木	0	0
	きのこ類	3	0
	合計	28	22
育成者権の活用に関する相談		92	126
新品種の保護・活用に関する相談(6次産業化の促進)		0	0
在来品種の活用に関する相談(6次産業化の推進)		6	2
合 計		126	150

表 2-1-13 品種類似性試験依頼件数

	平成23年度	24年度
特性比較	0	15
比較栽培	0	1
DNA分析	2	13
合計	2	29

表 2-1-14 侵害状況記録及び寄託の実績

	草花	平成23年度	24年度
侵害状況記録	草花類	0	2
	果樹	0	0
	工芸作物	1	0
	きのこ類	2	0
	計	3	2
寄託	草花類	2 (2)	18 (2)
	工芸作物	6 (0)	0 (0)
	きのこ類	5 (2)	4 (4)
	計	13 (4)	22 (6)

注：カッコ内の数値は、寄託期間が更新されたもので内数である。

表 2-1-15 登録品種DNAデータベースの作成実績

植物の種類	いちご	おうとう	茶	日本なし	小豆	計
第2期(平成18~22年度)	75品種	24品種	49品種	27品種	28品種	203品種
23年度	22品種	—	—	—	—	22品種
24年度	—	—	3品種	17品種	—	20品種
累計	97品種	24品種	52品種	44品種	28品種	245品種

表 2-1-16 登録品種等の標本・DNAの保存数

		委託事業分			独自収集分		
		凍結乾燥標本	さく葉標本	抽出DNA	凍結乾燥標本	さく葉標本	抽出DNA
第2期 (平成20~22年度)	保存	1,779	1,144	136	357	160	6
	廃棄	465	420	21	0	0	0
23年度	保存	515	404	21	47	37	0
	廃棄	62	62	3	0	0	0
24年度	保存	449	340	6	96	52	0
	廃棄	44	39	1	0	0	0
合計	保存	2,743	1,888	163	500	249	6
	廃棄	571	521	25	0	0	0
累計点数		2,172	1,367	138	500	249	6

注：累計点数（最終的な保管点数）は、合計の保存点数から廃棄点数を差し引いた点数である。

表 2-1-17 東アジア植物品種保護フォーラムからの要請に基づく専門家の派遣実績

派遣国	研修名	派遣人数	開催時期
タイ	DUS試験に係る写真技術研修	2	9月15~20日
計		2	

表2-1-18 東アジア植物品種保護フォーラムからの要請に基づく受入れ実績

案件	派遣元	人数	開催期間
国別研修	タイ	6	7月31日～8月1日
要人視察	カンボジア・タイ・マレーシア・ミャンマー・ラオス	9	10月10日
短期専門研修	タイ・フィリピン・ベトナム・マレーシア・ラオス	5	10月11～21日
計		20	

表2-2-1 指定種苗の表示検査実績

	平成23年度		24年度	
	検査点数	不完全表示点数	検査点数	不完全表示点数
食用作物種子	14,968	41 (0.3%)	14,381	10 (0.1%)
花き種子	1,499	13 (0.9%)	1,287	0 (0.0%)
苗もの：食用作物	17	0 (0.0%)	177	22 (12.4%)
苗もの：花き	5	0 (0.0%)	7	0 (0.0%)
合計	16,489	54 (0.3%)	15,852	32 (0.2%)

表2-2-2 指定種苗の集取点数及び発芽検査実績

	集取点数	検査点数	集取点数	検査点数
前期	1,443	1,443 (57)	1,483	1,483 (43)
後期	1,678	1,678 (47)	1,537	1,537 (26)
合計	平成23年度		24年度	
	3,121	3,121 (104)	3,020	3,020 (69)

注1：カッコ内は表示発芽率に満たなかった点数

注2：前期は秋蒔き用種子の検査、後期は春蒔き用種子の検査

表2-2-3 指定種苗の病害検査実績

	平成23年度	24年度		
		前期	後期	合計
にんじん黒斑病	82 (17)	46 (6)	37 (6)	83 (12)
えんどう褐斑病・褐紋病	43 (5)	43 (1)	0	43 (1)
いんげんまめ炭そ病	57 (1)	22 (1)	35 (1)	57 (2)
ゆうがおつる割病	12 (0)	0 (0)	12 (1)	12 (1)
合計	194 (23)	111 (8)	84 (8)	195 (16)

注：カッコ内は罹病種子が認められた点数

表 2-2-4 指定種苗の品種純度検査実績

平成23年度		24年度	
種類	検査点数	種類	検査点数
えだまめ	20(0)	たまねぎ	23(検査中)
おくら	10(0)	トマト	8(検査中)
からしな	16(2)	とうがらし	11(検査中)
ごぼう	5(0)	にんじん	15(0)
だいこん	25(0)	そらまめ	5(検査中)
みつば	6(0)	ゆうがお	5(検査中)
レタス(非結球)	10(0)	かぶ	17(0)
えんどう	15(0)	はくさい	21(1)
きゅうり	15(0)	キャベツ	21(0)
なす	15(0)	カリフラワー	10(0)
レタス(結球)	20(0)	にら	11(検査中)
ねぎ	9(0)	いんげんまめ	21(0)
—	—	メロン	10(0)
合計	166(2)	合計	178(1)

注：カッコ内は、検査が終了したもののうち、指定種苗の生産等に関する基準に満たなかった点数

表 2-2-5 指定種苗の遺伝子組換え種子検査実績

	とうもろこし	
	配列の種類	検査点数
平成23年度	Bt10、CBH351	36(0)
24年度	Bt10、CBH351	36(検査中)

注：( )内は、当該遺伝子組換え種子の混入が認められた点数。

表 2-2-6 遺伝子組換え種子モニタリング実績

	とうもろこし		えだまめ	
	配列の種類	検査点数	遺伝子の種類	検査点数
平成23年度	Bt11、Event176、GA21、MON810、T25、TC1507、DA S59132	36(2)	RRS	12(0)
24年度	Bt11、Event176、GA21、MON810、T25、TC1507、DA S59132	36(検査中)	RRS	12(検査中)

注1：( )内は、検査対象の配列が検出された点数。23年度の2点はMON810。

注2：とうもろこしのGM種子検査は、p35S及びNOS-terを用いて1次スクリーニングを行い、陽性であった品種について個別検査を行った。

表 2-2-7 I S T A 熟練度試験の結果

(1) 種子検査

ROUND	検査の種類及び結果			
	純潔種子	発芽率	含水量	異種種子
11-1 ソルガム	A	A	/	A
12-2 チモシー	A	A	A	A
12-3 レタス	A	A	/	A

注：評価はA=5点、B=4点、C=3点 BMP (below minimum performance) = 0点の4段階である。

(2) 遺伝子組換え種子検査

ROUND		検査の種類及び結果	
		定性検査	定量検査
17	とうもろこし GA21系統	C	A
18	えだまめ RRS及びRRS2系統	判定中	判定中

注：評価はA=5点、B=4点、C=3点 BMP (below minimum performance) = 0点の4段階である。

表 2-2-8 依頼検査の結果

(1) 種子検査の実績

	平成23年度		24年度	
	件数	点数	件数	点数
国内種子検査	127(O)	504(O)	139(O)	785(O)
国際種子検査	155(O)	321(O)	82(O)	342(O)
合計	282(O)	825(O)	221(O)	1,127(O)

注：カッコ内は50日以内に報告できなかった数である。

(2) 放射性物質検査の実績

証明の種類	件数	点数
種子	9	36
植物体	1	1
土壌	0	0
合計	10	37

表 2-2-9 ECナショナルカタログ登録品種に係る検査実績

	平成23年度	24年度
記録の作成及びサンプルの保管検査	6業者10種類	7業者12種類
事後検定	13種類66品種	10種類39品種

表 2-3-1 原原種の需要量と供給量

	原原種等 需要数量	原原種等生 産計画数量 A	原原種等 生産数量 B	生産計画 達成率 B/A	原原種等 申請数量 C	原原種等 配布数量 D	申請数量 充足率 D/C	販売価格 (円)
24年秋植用ばれいしょ原 原種 (袋(20kg))	2,731 (7,760)	2,906 (2,815)	2,950 (2,909)	101.5 (103.3)	2,910 (2,826)	2,825 (2,826)	97.1 (100.0)	1,800
25年春植用ばれいしょ原 原種 (袋(20kg))	66,497 (65,858)	67,616 (68,434)	70,081 (72,009)	103.6 (105.2)	66,670 (67,512)	66,654 (67,402)	99.9 (99.8)	1,800
25年秋植用ばれいしょ原 原種 (袋(20kg))	2,568 (2,731)	3,066 (2,906)	3,066 (2,950)	100.0 (101.5)	— (2,910)	— (2,825)	— (97.1)	2,770
24年夏植用 さとうきび原原種 (千本)	1,777 (1,243)	1,184 (1,243)	917 (991)	77.4 (79.7)	1,226 (1,185)	917 (976)	74.8 (82.3)	1,390
25年春植用 さとうきび原原種 (千本)	998 (1,104)	1,109 (1,111)	612 (722)	55.2 (65.0)	612 (639)	612 (639)	100.0 (100.0)	1,390
25年夏植用 さとうきび原原種 (千本)	1,069 (1,177)	1,185 (1,184)	— (917)	— (77.4)	— (1,226)	— (917)	— (74.8)	—

注 1 : ばれいしょ原原種申請数量及び配布数量には特別種苗及び年度を越えての追加申請配布分を含む。  
 注 2 : 25年秋植用ばれいしょ原原種の原原種等生産数量は見込み数量である。  
 注 3 : 25年春植用さとうきび原原種の原原種等生産数量は見込み数量である。また、25年夏植用さとう  
 きび原原種は栽培中である。  
 注 4 : カッコ内は、前年度実績である。

表 2-3-2 病害罹病率、萌芽率及び発芽率

	収穫直前の検定に おける病害罹病率 (%)	配布した原原種の 萌芽率及び発芽率 (%)
24年秋植用ばれいしょ原原種	0.000	98.4
25年春植用ばれいしょ原原種	0.003	98.4
24年夏植用さとうきび原原種	0.000	88.9
25年春植用さとうきび原原種	0.000	99.9

注 : 病害罹病率 (%) 及び萌芽率・発芽率は種苗管理センター全体での平均値である。  
 25春植用さとうきび原原種は鹿児島農場のみの値で、沖縄農場分については生産中である。

表 2-3-3 24年度改善計画における改善事項の例

作物名	指摘事項	改善事項の例
ばれいしょ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・品種によってウイルス病の罹病率が高い。</li> <li>・どの品種・農場にも多少の規格外は入っていた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生育期間を通じて病害虫防除と病株・異常株等の抜取を徹底する。農場周辺の環境浄化対策として種ばれいしょの更新について協力依頼を行う。</li> <li>・外観品質について農場間における選別基準を統一する。また、生産物検査結果を選別作業に反映させられるよう、作業体系の改善に努める。</li> </ul>
さとうきび	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多少の発芽不良、メイチュウ被害がみられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選別を強化するとともに、輸送中の損傷を軽減させるよう努める。また、苗の取扱いについて情報提供や注意喚起を行う。</li> </ul>



表2-3-4 アンケート結果

農協等向アンケート				
	回答 農協等数	送付 農協等数	回収率	総合評価
春植用ばれいしょ	84 (68)	84 (85)	100.0% (80.0%)	3.9 (4.0)
秋植用ばれいしょ	19 (18)	19 (20)	100.0% (90.0%)	4.2 (4.3)
春植用さとうきび	47 (41)	47 (42)	100.0% (97.6%)	4.0 (4.1)
夏植用さとうきび	47 (44)	47 (47)	100.0% (93.6%)	3.7 (3.9)
全体	197 (171)	197 (194)	100.0% (88.1%)	

※ カッコ内の数値は、23年度実績である。

表2-3-5 ばれいしょ原原種についての主なクレームの内容と対応

内容	対応
腐敗症状（4件）	腐敗症状の発生は収穫等で生じた傷等から侵入した菌類によるものと説明し、除去して使用して頂くようお願いし、不足分については代替品を配布した。
萎び症状（1件）	萎び症状の発生は収穫時の熟度不足と貯蔵中の消耗が原因であることを説明するとともに、発芽能力に支障の無いものについては原原種としての使用をお願いした。
秋季休眠異常の発生（2件）	秋季休眠異常の発生は仮貯蔵中の温度上昇によるものと説明し、貯蔵及び浴光管理時の留意点を伝え、対応をお願いした。
さとうきびの腐敗及び発芽不良（1件）	腐敗及び発芽不良の発生は台風被害による傷及び輸送中の高温が影響している旨の説明を行うとともに、発芽能力が低下していると思われるものについては除去して使用していただくようお願いした。

表2-5-1 調査研究成果の発表等

学会誌等に掲載された論文	Hideyuki Kajiwara*, Masatoshi Sato, Akiko Suzuki Detection of Acidovorax avenae subsp. citrulli using PCR and MALDI-TOF MS J.of Electrophoresis Vol. 56(2012) No. 1, 13 - 17
学会での発表	M. Sato, H. Takahashi, A. Matsuda and T. Shirakawa* BFB Seed Health Testing Method Using Sweat-bag Seedling Method TUA- FFTC 合同シンポジウム(2012年10月)

注：氏名の\*印は、種苗管理センター職員以外の者である。

表2-5-2 JICAからの要請に基づく専門家の派遣実績

派遣国	派遣目的	派遣内容	派遣人数	開催時期
キルギス	「優良種子生産技術向上プロジェクト」詳細計画策定調査	「優良種子生産技術向上プロジェクト」の詳細計画策定調査団員による調査	1	8月25日 ～ 9月8日
スリランカ	「認証野菜種子生産システム強化プロジェクト」短期派遣専門家	認証野菜種子の生産を強化させるための種子病理に関する指導	1	12月16日 ～ 1月15日
スリランカ	「認証野菜種子生産システム強化プロジェクト」長期派遣専門家（種子検査／研修）	種子認証プロセスの改善、各種研修の実施、普及戦略の確立・実践	1	24年5月14日 ～ 26年5月13日
計			3	

表2-5-3 その他の要請に基づく職員の海外派遣実績

案件	派遣先	派遣者	派遣期間
台湾・中興大学との共同研究打ち合せ	台湾	本所病害検査室長	9月3日～7日
第30回日中農業科学技術交流訪中考察団	中国	西日本農場主任調査員	10月16日～19日

表2-5-4 JICAからの要請に基づく研修の受入実績

案件	派遣元	人数	開催期間
ベトナム国別研修「植物品種保護（PVP）2012年度」コース	ベトナム	11	6月12日、6月15日 ～21日
集団研修「小農支援のための野菜栽培技術」コース（孀恋農場）	ラオス・ネパール・フィジー・トンガ・エルサルバドル等（7カ国）	9	6月14日
集団研修「国際的に調和された植物品種保護制度」コース	マレーシア・フィリピン・タイ・カンボジア・ミャンマー等（7カ国）	9	8月20日～10月26日
ウガンダ国別研修「農業研究者普及連携」コース	ウガンダ	3	10月11日
スリランカ国別研修「種苗行政」コース	スリランカ	3	10月16日、22日
スリランカ国別研修「種苗検査」コース	スリランカ	3	10月16日～18日、 10月22日、10月23日 ～25日
合計		38	

表2-5-5 その他の要請に基づく研修等の受入実績

案件	派遣元	人数	開催期間
フランス全国種いも生産者組合連合会長、在日フランス大使館職員視察	フランス	3	5月16日
米国コーネル大学准教授他視察	米国	2	7月5日
筑波大学留学生（グローバル30）視察	各国	32	8月24日
韓国国立種子院担当者視察（八岳農場）	韓国	4	8月24日
ミャンマー経済改革プログラム東京ワークショップ農業・農村開発ワーキンググループ視察	ミャンマー	10	2月13日
合計		51	

表2-6-1 遺伝資源業務実施状況

		計 画	実 績	達成率
栄養体保存点数		11,490点 (11,299点)	11,138点 (11,301点)	96.9% (100.0%)
	うち二重保存点数	—	1,342点 (1,061点)	—
種子再増殖点数		642点 (862点)	636点 (816点)	99.1% (94.7%)
特性調査	一次特性 調査項目	13,726点 (18,359点)	13,228点 (17,827点)	96.4% (97.1%)
	二次特性 調査項目	416点 (745点)	394点 (723点)	94.7% (97.0%)
	三次特性 調査項目	736点 (1,615点)	733点 (1,504点)	99.6% (93.1%)
	計	14,878点 (21,719点)	14,355点 (20,054点)	96.5% (96.8%)
小麦播性調査		3,000点 (3,000点)	3,000点 (3,000点)	100.0% (100.0%)

注：カッコ内の数値は、23年度実績である。

表3-1 一括調達の実績

年度	件数	契約金額(千円)	機器名等
18	8	17,190	損害保険、パソコン等
19	6	15,017	損害保険、パソコン等
20	6	54,748	損害保険、農薬肥料等
21	9	56,326	農薬肥料、コンテナ等
22	5	32,406	損害保険、パソコン等
23	6	30,891	損害保険、パソコン等
24	3	21,952	農薬、肥料等

表3-2 中古農業機械使用導入実績

年度	件数	契約金額(千円)	機器名
18	1	840	フォークリフト
19	1	136	ディスクハロー
20	1	1,386	フォークリフト
21	1	168	プレハブ
22	1	1,554	フォークリフト
23	1	195	ハンマー型草刈機
24	0	0	

表3-3 レンタル実績

年度	件数	契約金額(千円)	機器名
18	27	5,191	フォークリフト、バックホー等
19	21	4,701	フォークリフト、バックホー等
20	33	3,732	フォークリフト、バックホー等
21	16	4,247	フォークリフト、バックホー等
22	26	3,985	フォークリフト、バックホー等
23	18	2,806	フォークリフト、バックホー等
24	14	2,907	フォークリフト、ホイールローダー等

表3-4 管理換実績

年度	機 械 名	引 渡 元	受 入 先	取得予想金額 (千円)
23	リバーシブルプラウ	八岳農場	孀恋農場	935
	ホイルトラクタ	八岳農場	孀恋農場	683
	ポテトハーベスタ	八岳農場	孀恋農場	4,172
	ポテトハーベスタ	八岳農場	孀恋農場	120
	計			5,910
24	ブルドーザ	八岳農場	胆振農場	518
	ロータリーハロー	中央農場	胆振農場	546
	蒸気土壤消毒器	中央農場	胆振農場	281
	ブームスプレーヤー	八岳農場	孀恋農場	2,338
	エライザ搾汁機	八岳農場	雲仙農場	108
	振とう恒温槽	本所	胆振農場	128
	高圧蒸気滅菌器	本所	中央農場	119
	ディスクハロー	八岳農場	孀恋農場	73
	フロントウエイト	八岳農場	孀恋農場	122
	計			4,235